

〔翻 刻〕

筑波大学附属図書館所蔵 西村本『間之本』（A冊）

飯 塚 恵理人

筑波大学附属図書館の貴重書に指定されている「間之本」（配架番号・ル255-54）については、表章氏が、『能之訓蒙図彙』の解説に、

筑波大学図書館蔵の江戸初期書写と認められる大蔵流間狂言本は、末尾に「西村弥三左衛門」と署名があった（所持を示すらしい位置）のを墨筆で抹消してあるが、その西村弥三左衛門の名が狂言之分の「村田平右衛門」の項にその師として見えている。『京羽二重』には「舟橋南通堀川東へ入」として彼の名が掲出されているから、貞享二年十一月には健在だったのが貞享四年四月には故人になっていたものと推測される。

と貞享年間以前の大蔵流台本であることを述べておられる。この本の名称については、田口和夫氏が、『貞享年間大蔵流間狂言本二種（統）』の解説^{（注2）}において、『貞享四年四月以前に成立していたこの台本は、書写者あるいは所持者の名によって呼ぶ慣習に従って、しばらく「西村本」と呼ぶことにする。』とされており、本稿でも田口氏に従って「西村本」と呼ぶこととする。

貞享年間の間狂言の台本としては、西村本のほかに貞享^{（注3）}二年八月二二日の松井兵右衛門好道による奥書を持つ「貞

享松井本（以下「松井本」と略称）」と、^(注4)貞享四年八月二〇日の鞍貫勘四郎による奥書を持つ「貞享鞍貫本（以下、「鞍貫本」と略称）」の二種が現存する。西村本を含めた三本の性格について述べたい。まず、松井本については、^(注5)田口氏が、

松井兵右衛門は、（中略）紀州藩狂言方の大蔵流狂言役者である。従ってこれは、貞享二年（一六八五）、松井兵右衛門が江戸に滞在中、作成された本であるということになる。当然、江戸の大蔵流の間狂言台本を書写したことになる。これは大蔵弥太郎系の台本と推定される。なお、「好道」の「道」字は花押と付いた形となり難読だが、推定によった。

と、江戸の大蔵弥太郎系の本を書写したものとされている。田口氏はまた、^(注6)「この本は松井兵右衛門好道が江戸在府の間に数人の筆者に依頼して、比較的短時日に、それぞれ手分けして書いたものといえよう。識語に「写之」ではなく「令出来」と記しているのは、意図的な表現といえる。」と書かれている。

鞍貫本は、奥書に「^(注7)右之間者太倉弥太郎以正本一書之」とあり、松井本と同様大蔵弥太郎系の本である。田口氏は、この鞍貫本について「^(注8)松井本や、後に記す西村本との対比からしても、これは稀曲を中心にまとめた一冊らしい。」と稀曲中心の本であると言われ、さらに「^(注9)鞍貫勘四郎は、原本を比較的忠実に書写しているらしい。勿論、一字一字まで正確に写しているかどうかには問題があるが、それほど恣意を加えないで、西村本のもとになっているような本を写していると考えられる。」と言われる。また田口氏は、「半蒨」「輪蔵」等の本文の比較から、^(注10)「それにして、直接の影響関係が無さそうな、この鞍貫・西村両本の間の近さは、共通の祖本の存在を確実視させよう。」と書かれている。鞍貫本と西村本が共通祖本を持つと考えられることから、西村本は大蔵弥太郎系の本であると考えられる。

西村本は現存する二冊のいずれにも、「五冊之内」とあり、もとは五冊であったと考えられる。現存する二冊のいずれにも冊の順序を示す表記はない。田口氏(注11)の分類により、目録に三七曲（本稿では、一曲に関して異式演出が二種以上載せられている場合、それらを各々別の曲として数える。）挙げられている冊をA冊、八八曲挙げられている冊をB冊とする。A冊には、「四 竜虎」の末尾から「五 空腹」の冒頭まで欠丁となっており、B冊は、「四十五 班女」の末尾から「五十六 邯鄲」の冒頭までの欠落がある。（四十六 小督」「四十七 愛染川」「四十八 竹雪」「四十九 雲雀山」「五十 祝言」「五十一 繩鈴木」「五十二 春近」「五十三 天鼓」「五十四 藤戸」「五十五 葵上」の以上一〇曲の本文はない。）このため本文が載せられている曲数は、一〇曲減って合計一一五曲となる。

西村本の目録に載せられている一二五曲が、松井本・鞍貫本の所収されているか否かは表の通りである。松井本は全一八八曲中七五曲が西村本と共通（このうち「葵上」「小督」「竹雪」「天鼓」「雲雀山」「藤戸」は、西村本の本文が欠落。）、鞍貫本は全七五曲中三一曲が西村本と共通となる。西村本の目録にあつて松井本・鞍貫本にない曲は、三五曲である。このうち「愛染川」「祝言」「繩鈴木」「春近」の四曲の本文は西村本に欠けているから、この三本の内、西村本にのみ本文が存在するのは三一曲となる。

鞍貫本と西村本のA冊は特に関係が深い。このことは、田口氏(注12)が、

鞍貫本と西村本A冊とを比較すれば、西村本の「一 半蔀」が鞍貫本「五十三 半蔀」に対応し、以下西村本の「七 松虫」「十 淡路」「十六 源太夫・十七 放生川・十八 佐保山」「廿五 碓被」「三十 川原太良・三十一 伏木曾我・卅二 空蟬・卅三 惟盛・卅四 惠源太・卅五 三輪屋間」の計十二曲を除いてその順序通りに鞍貫本が並んでいることが判明する。なお、鞍貫本の「七十八 元服曾我」は西村本B冊の最末尾「八十八 元服曾我」にあたる。また、省略された「卅三 惟盛」は同名のものが鞍貫本「十七 惟盛」に見えるが、鞍貫

本そのそれは前場の教エアイのみで、西村本の場合は、教エアイと中入の語りアイを含む。この教エアイは異り度が大きく、同系の文章とは思われない。小異あるが鞍貫本と同系の教エアイを含む田中氏九冊本の《惟盛》の注記に「宿かしハ入ラぬ流も可レ有、後ノ問語間ニ而候故也」というようなゆれがあったためか。

西村本B冊と鞍貫本とは、《元服曾我》が同文であることを除いて、ほとんど関係がない。曲名が共通する曲、《山姥》・《春日龍神》は、いずれも本文が異なる。

と言われている。

西村本と鞍貫本の本文を比較すると、「西村本」の本文が古いのではと考えられる部分もある。例えば、西村本A冊「四 龍虎」では、「雲井にすむハ龍虎を織付」の本文の、「すむハ」を「すめハ」と改め、「を織付」を見セケチとし、そこに「の紋、御門ノ御衣にも是ヲ織ル」と書き添えている。鞍貫本「五十六 龍虎」ではそれに相当する部分を、^(注13)「雲井にすめバ龍虎の紋、御門の御衣にも是をおる」と、西村本の書き添えと同じ本文にしている。鞍貫本は西村本の改訂以前の本文と比較して、天子が衣に龍虎の紋をつけるといふことはつきり述べている。この異同は誤写によるものではなく、意図的な本文改訂によって生じたと考えられる。西村本の「龍虎」は末尾を欠いており、この部分を鞍貫本の本文と比較することは出来ないが、西村本の現存部分の本文は鞍貫本とほぼ同文である。西村本の成立後、この本文改訂が行われ、西村本はそれを書き込んだと考えられるのである。

この西村本は、前述の通り松井本や鞍貫本に含まれていない曲の本文を三二曲も含んでいる。^(注14)表氏が「問狂言本としては最古の部類に属する筑波大学本」と言われるように、貞享年間をさかのぼる問狂言の伝本は極めて少ないことから、この本によって当時の問狂言の詞章が明らかとなるという意味で大変貴重な本である。また松井本・鞍貫本と同じ大藏弥太郎系の本文であるが、この系統の中での問狂言の本文のゆれ、演出の範囲を考える上でも有益な資料で

あろう。間狂言の詞章は狂言方の役者のその能に関する解釈をも伺わせる部分があり、近世の能の詞章の解釈を考える上でも役に立つと言える。

筑波大学附属図書館所蔵 西村本『間之本』所収曲一覧表凡例

曲名 曲名を五十音順に記した。原則的に西村本のままとしたが、西村本で小書演出が曲名よりも先に記されているものは、曲名・小書演出の順序に改めた。(例：「春日龍神―町積」は西村本の目録では「町積春日龍神」、本文の前の曲名には「町積 七拾七」と書かれている。)

冊 その曲が西村本のA冊(A)・B冊(B)のどちらに所収されているかを記した。

番号 西村本A冊・B冊の、それぞれの冊の中で、何曲目に載せられているかについて記した。(A冊・B冊の通し番号ではない。)

松(冊) 松井本は全一〇冊である。それぞれの曲が第何冊に所収されているかを、冊の番号で記した。

松(番号) 松井本は全部で一八八曲を収めているが、これらに第一冊からの通し番号を付し、それをここに記した。(全一〇冊の通し番号である。)

松(頁) 松井本は『貞享年間 大蔵流間狂言本二種(正・続)』(法政大学能楽研究所編 能楽資料集成15・16 田口和夫校訂 わんや書店刊 正編・昭和六一年四月、続編・昭和六三年六月発行)に翻刻がある。正編については何もつけず、続編については「続」と記して、それぞれの本の、その曲を載せている頁を記した。

鞍(番号) 鞍貫本は一冊である。それぞれの曲の通し番号を記した。西村本とほぼ同文で共通祖本を持つと考えられるものは()で番号を囲った。(鞍貫本は、本文の前の番号が47「返魂香」より50「会盟」まで一づつ多い数を記

No.	曲名(平)	冊	番号	松(冊)	松(番号)	松(頁)	鞍(番号)	鞍(頁)	備考
1	愛染川	B	47						欠
2	葵上	B	55	7	118	246			欠
3	惠源太	A	34						
4	芦刈	B	24	9	152	統55-56			
5	安宅	B	23	9	160	統64-65			
6	熱田	B	83						
7	淡路	A	10	6	97	207-209			
8	碓波	A	25	10	184	統105-108			
9	岩井一同	B	68						
10	岩舟	B	78	10	180	統97-98			
11	雨月	B	85	4	59	138-140			
12	石近	B	81	6	91	194-196			
13	空蟬	A	32						
14	善知鳥	B	11	7	119	246-247			
15	浦嶋	A	8				69	統187-189	
16	巖一替	B	75	3	35	92-95			
17	大江山	B	87						
18	大社	B	69	6	92	196-198			
19	隠岐院	B	35						
20	落葉	A	28	10	187	統112-114	74	統213-215	
21	小原御幸	B	30	5	80	177			
22	花月	B	15	9	163	統66-67			
23	春日能神一猿	B	61	4・4	54・55	130-131(本社)、 131-132(猿)	52	統178-179(本社)	
24	春日能神一町積	B	77	4	56	132-135(町積)			
25	葛城賀茂	A	13				63	統193-194	
26	葛城天狗	B	59						
27	川原太良	A	30						
28	那那	B	56	9	153	統56-57			冒頭欠
29	巖洞	A	22				69	統203	
30	感陽宮	B	25	5	77	173			
31	木曾願書	B	34						
32	草薙	A	23				70	統203-206	
33	回栖	B	6	9	159	統63-64			
34	黒塚	B	20	7	113	233-235			
35	現在熊坂	B	57						
36	源氏供養	B	73						
37	玄上	B	60	6	90	192-194			
38	源太夫	A	16	4	48	121-123			
39	元服曾我	B	88				78	統219	
40	小督	B	46	8	137	統31-32			欠
41	小袖曾我	B	3	8	130	統25			
42	護父王	B	39						
43	子守	A	11				60	統190-192	
44	惟盛	A	33				17	統142-143	
45	西行桜	B	19	7	108	223-224			
46	鶯	A	36				76	統218	
47	貞任	A	26				72	統208-210	

No.	曲名(平)	冊番号	松(冊)	松(番号)	松(頁)	鞍(番号)	鞍(頁)	備考
48	佐保山	A 18	3	39	102-103			
49	獅子	A 20				67	統200	
50	七騎落	B 66	9	161	統65			
51	自然居士	B 13	7	120	247-248			
52	信夫	A 3				53	統183-184	幽霊信夫
53	石橋	A 21	4	57	135-137	68	統200-202	
54	祝言	B 50						欠
55	春栄	B 16	9	166	統71			
56	俊寛	B 28						
57	俊成忠則	B 37						
58	狸々	A 2	6	93	198-200	54	統182-183	
59	関原与市	B 31	8	131	統25			
60	鯉丸	B 9	8	132	統26			
61	禪師曾我	B 71						
62	双紙洗	A 37				77	統218	
63	空腹	A 5				57	統185	冒頭欠
64	高砂-ナガキ	B 74	1	1	13-15			
65	竹雪	B 48	8	134	統28-29			欠
66	多亭尾	A 12				62	統192-193	
67	玉鶴川	A 9	10	188	統114-115	60	統189-190	
68	丹後物狂	B 67	9	165	統70-71			
69	調伏曾我	B 2						
70	長兵衛	B 41						
71	土車	B 44	8	136	統31			
72	天鼓	B 53	7	106	221-222			欠
73	藤栄	B 21	9	149	統53			
74	東岸居士	B 14	9	162	統66			
75	道成寺-今春	B 65	8	145	統44-45			
76	道成寺-上	B 70						
77	唐舟	B 26	8	146	統46-47			
78	木賊	B 33	5	82	177-178			
79	鳥追舟	B 27	7	104	219			
80	那須	B 72	9	157	統60-62			
81	縄鈴木	B 51						欠
82	錦戸	B 86	9	164	統67-69			
83	鶴龍田	B 62	8	138	統32			
84	濕衣	A 27				73	統211-213	
85	寝覚	A 15	6	95	203-205	65	統196-198	
86	箱崎	A 14				64	統195-196	
87	半部	A 1				53	統180-182	
88	橋姫	A 29	8	143	統39-42	75	統216-218	
89	春近	B 52						欠
90	班女	B 45	9	156	統59-60			末尾欠
91	羊	B 36						
92	雲雀山	B 49	8	141	統37			欠
93	百万	B 12	9	150	統54			
94	伏木曾我	A 31						

No.	曲名(平)	冊	番号	松(冊)	松(番号)	松(頁)	鞍(番号)	鞍(頁)	備考
95	富士山	B	58						
96	富士太鼓	B	10						
97	藤戸	B	54	7	105	219-221			欠
98	藤戸一替	B	76	9	173	統82-84(語間)			
99	二人関	B	43	5	81	177			
100	舟弁慶	B	17	7	100	214-216			
101	放下僧	B	4	9	167	統72-73			
102	放生川	A	17	3	33	88-90			
103	松虫	A	7						
104	松山	B	1						
105	魔無原	B	84						
106	三井寺	B	22	9	148	統51-53			
107	御裳濯	B	80	10	179	統95-96			
108	三輪一居間	A	35	5	66	154-156			
109	村山	B	42						
110	望月	B	64	4	58	137-138			
111	求塚	A	24	5	78	174-176	7D	統206-208	
112	盛久	B	63	7	101	216-217			
113	守矢	B	7						
114	諸社	B	82						
115	山姥	B	18	1	10	32-35	51	統176-178	
116	行家	B	40						
117	養老一居間	B	79	7・10	111・174	229-231、 統86-87(居間)			
118	横山	B	29						
119	吉野	A	19	10	186	統110-112	66	統198-199	
120	吉野関	B	5	7	107	223			
121	弱法師	B	38						
122	龍虎	A	4	8	129	統24	56	統184	末尾欠
123	輪藏一木社	A	6	8	133	統26-28	15・49・ 58	統141-142(応答)、 統175-176(雑用)、 統186-187(木社)	
124	籠太鼓	B	8	9	169	統75-76			
125	六代	B	32	9	151	統54-55			

している。実際の曲の順番により記した。)

鞍(頁) 鞍貫本は『貞享年間 大藏流間狂言本二種(統)』(同「松(頁)」)に翻刻されている。「統編」に載せられているので「統」と記し、その曲を載せている頁を記した。

備考 西村本において、目録に載りながら本文を欠いているものを「欠」とした。その曲の冒頭を欠いているものを「冒頭欠」、末尾を欠いているものを「末尾欠」と記した。また、その曲に類似した名の別曲があり、紛らわしい場合は、その曲の別名も記した。(例・西村本の「信夫」は別名「幽霊信夫」である。)

本文凡例

一、本稿は筑波大学蔵の『間之本』上下二冊(西村本)を収めた。本年度はA冊の最終までとし、B冊を次年度以降とする。

一、底本を忠実に翻印することを原則としたが、印刷の制約・通読の便宜を考慮し、左の方針に従った。

1、漢字と仮名の別、仮名づかい、送り仮名は底本通りとした。

2、漢字の異体字や旧字体は、原則として通行の字体や新字体に改めた。ただし、「哥」など若干の旧字体は底本のままとした。「菩薩」・「菩提」の異体字はともに「并」とした。また、「薬」のつもり「茶」は「薬」とした。

3、変体仮名は普通の平仮名に改めたが、底本が混用している片仮名・平仮名の別は底本のままとした。ただし、片仮名の「セ」「ツ」「リ」と平仮名の「せ」「つ」「り」の判定が困難な場合は平仮名に統一した。

4、底本に付けられた濁点は、そのまま生かした。

5、底本には句読点がない。底本は空格によって文章の区切りを記しているが、この空格の部分を「。」とし、「、」

は飯塚が私に付した。

6、「常の如ク」等の演出に関する表記は活字のポイントを落として表記した。

7、底本の行間には墨書・朱書の補記・書き込みがある。この書き込みは墨・朱の区別をせず、しかるべき位置に収めた。墨筆で抹消された原文で判読できるもののうち、異文と認められるものは【】で囲んで傍記した。

8、校訂者の注記は（ ）で囲んだ。また、虫損の部分で、飯塚が推定で補った部分は「」で囲んだ。

〔A冊目録、底本は一曲一行で表記。〕

- 一、半部 二、狸々 三、信夫 四、龍虎 五、空腹 六、輪蔵一末社 七、松虫 八、浦嶋 九、玉嶋川 十、淡路 十一、子守 十二、多亭尾 十三、葛城賀茂 十四、箱崎 十五、寢覚 十六、源大夫 十七、放生河 十八、佐保山 十九、吉野 廿、獅子 廿一、石橋 廿二、巖洞 廿三、草薙 廿四、求塚 廿五、碇潜 廿六、貞任 廿七、濕衣 廿八、落葉 廿九、橋姫 三十、川原太良 三十一、伏木曾我 卅二、空蟬 卅三、惟盛 卅四、悪源太 卅五、三輪屠間 卅六、鷲 卅七、双紙洗

〔本文〕

半部 一

ワキノ供シテ出ルモアリ。フレルモアリ。

へ是ハ都北山邊に住居する者にて候、去程に紫野に花の供養の有よし承候間、参らハやと存ル、おもひの外、今日ハ物さひて候。へ是にみなれ申さぬお僧の御座候よ。へ中く此当の者にて候。へ畏て候。へ何事を御不審ありたく

候そ。へ是ハおもひもよらぬ事を御尋にて候、吾等も此当に住者なれば、「五条」あたりの事、なにとて存知候へし、去なから人の物語めされたるを、そと聞申て候間、寔しからぬ事にて御座あらうすれ共、卒度物語申さうするにて候。へ去程に夕顔のうへと申たる御方ハ、三位の中将殿と申ス御方と哉覽の御息女にてましくと申が、去子細あつて、夕兒の上は五条当りに忍ひて御座ありたると聞へ候、然所に、光源氏六条ミヤす所へ御通ひ被成候折節と哉らん、又これみつへ御出の時と哉覽、夕顔の上の小家に、夕兒の花咲乱れ候を、これみつをめし、あの花折て参らせよと御錠候程に、これみつみずいじんをもつて、夕兒の花を所望申けれハ、其時内よりも、白キ扇のつま糸イタウをこがしたるに、夕顔の花をすゑて参らせ給へとて指出し候を、これみつ請取て、源氏へ上ケ申され候へハ、その扇に一首の哥の御座ありたると申ス。その歌に、△心あてに、それかとぞみる白露の、光りそへたる夕兒の花と御座候間、源氏御覽して、その返哥を被成、その花故に夕顔の上に相給ひ、浅からぬ御契りにておハしましたると申ス、扱其後なにかしのみんと哉覽へ御供なされ、こまくと御物語ありしおりふし、夕顔の上ハ物のけにとられ給ひ、空敷御成候間、源氏の御なげき浅からず御座候へ共、帰らぬ道なれハ、是非に及ハせ給ハぬよし、承及テ候、最前申如ク、委ハ存も致さず、いわんや五条当の事なれば、念比にハ存も致さず、凡聞及ひたるハかくの如クにて候が、おもひよらぬお尋、不審に存候。へ是ハ不思議成事を仰候物哉、我等の推量ハ、か様に花の供養を被成候間、夕兒の花の精、古の夕兒の亡心ハジメと現して顕れ出たると存候、それをいかにと申に、女の身としてお僧の御前へ参、夕顔の花の事を申さうする者ハ、覚え候ハぬが、但ハ正眞の夕兒のいうれいにて御座あらうするか、誑ウソハ推量にもならず候、乍去いづれにても候へ、是と申もお僧の御心中貴ましますにより、御弔ひにも預り、佛果に至りたきとて、姿をまミへ、詞をかハし申されたと存候、お僧も左様にありつべしくおほしめさハ、五条当へ御こし被成候は、ふしき成事も御座あらうする間、その上にて御弔ひをも被成候へかすと存候。へ尤にて候、お僧の御出にて候は、某も御跡与参り申さうするにて候。へ

心得申候。

△猩々 二

へか様に候者ハ、唐かねきん山の麓、やうづの里に住むる者にて候。爰にうとく成者の候が、毎日やうづの市に出テ酒をあきなふ者の候間、吾等もあれへ参り、毎日酒を買テ給申候が、今日ハ叶さる事候へて、遅ク出申候間、急キ参、酒をたべ申さハヤと存る。へ扱ハそれハ如何様成事を御尋被成度候そ。へ是ハおもひもよらぬ事を御尋被成候物哉、我等も此当にハ住居仕候へ共、左様の事念比にハ存せず候去ながら、聞及ひたる通、物語申さうするにて候。へ去程に猩々と申者ハ、ちくるいにて御座有と申候、惣テ猩々は、海中に住者にて候が、足手頭などハそのま、人間にてあると申が、毎日此市に出テ酒を買、呑ハ人間にてハなし、かの猩々なり、又猩々をとるハ、坪を置、盃をそのあたりにをきて、次第にゑふ所を、坪の上に盃を置申候へハ、かしこき者と申ながら、ちくしやうのかなしさハ、だます事ハ夢にも知ず、そろり／＼走りより、かの坪の当をみまハリ、扱其後に坪の上へあがり、盃を取おもふま、に酒を呑、ゑいふしたる所を、そのま、とらへてそれを收し、扱しやう／＼の血をとり、物を染申候。その猩々の血にて物を染る故に、猩々皮と申候、乍去、猩々に酒をのませ候へハ、次第／＼に富貴の家と御なりあらうするハ、疑ひもなき事にて候間、弥酒をあたへ、かの猩々を御待あれかしと存候。へ左様に候ハ、先我等も罷帰、重て御見廻に参り、様子をみ申さうするにて候。へ意得申候。

信夫 三

へ信夫が原におゐて、昔与合戦度々御座候中にも、八幡太郎義家あべのさだとう御退治の時、此所にてはなやかなる御合戦有しに、すでに八幡太郎殿御まけいくさとみえ申候間、大キにいからせ給ひ、さすが名大将なれハ、いつ迄爰になからふべき、一命をかりんじて軍して、名を後代に残シ申さんとて、よきかたきとおぼしき中へかけ入り、能

大将とむんづとくミ、上へなり下へなり給ふいきほひハ、鹿虎もかくやと目をおどろかす所に、かたきのらう等おり相、太郎殿の首をとり申候、然共敵をば討給ひ、互に御果被成たると承候、又西行法師おくへ下り給ふ時、此橋ハ如何様成橋そとお尋あれハ、在所の者共、是ハ呬の橋とこたへ申候。

龍虎 四

へ是ハ此あたりに住仙人にて候、爰におもしろき事の候、龍虎のた、かひの候が、人間のいせいをあらそひ申にかわる事なく候、けだ物と申ながら、いつれもの義位高キ物にて候、きんりやう雲をうがつてハもうこゑんざんの風を出すと申ならハし候、雲井にすむハ龍虎を織付、の紋、御門と御衣にも是ヲ織ル天子の御名をハリやうがんとたとへ、御のり物をりやうがと申ス、又虎といふ物ハ、竹の中を

〔丁が変わる。ここで内容断絶あり。ここより「空腹 五」の後半。〕

申事、頼朝きこしめし、急義経をめしとつて参らせよ、さなきにおゐてハ吉野がう共にうちはたさるへきとの御事成に、しゆとのせんぎにハ、今迄か、へ置申も、自然御中なをりも有へきかと存知てこそ抱置申に、か様に仰出さる、うへハ、急キ討取テ参らせうする、去ながら只よのつねにてハ討申事も成間敷候間、夜討をかけて討てみ申さうする、左様の事も、時刻移してハ成ましい程に、今夜やはん時分に夜討をかけて、道くつまりくによき者を待せ、自然うちもらすにおゐてハ、其者共にうちとめ候へとのせんぎ極まつて候間、当山の者一人成共出ぬ者あらハ、子々孫々に至る迄、一つ繩にく、つて吉野川へ流さるへきとの御事なり、漸々時刻も能候間、急て罷出候へ、かまひて其分意得候へく。

輪藏 六 末社

へか様に候者ハ、山城の国愛宕の郡北野の末社、福部の神にて候、先当社と申スハ、延喜の臣下すかはらの夫、菅

相承にて御座候、此御方ハさらに本家にあらず、法生の都より天降り、衆生さいとのほうべんに、かりに人間と顕れ、智恵才覚人に勝れたまふに与、御門の御覚え、ならびなく候へしが、しへいの大臣、そねミさんげんをもつて、筑紫安楽寺へなかさされ給ふ、然共梵天に祈誓し、ざんさうの輩をたいらげ、其後王城の鎮護となり、霊現あらたにして、諸願の叶へ、殊さら無実の難を通れさせんとの御託誼にて候、去程に筑紫筑前のだざいふに住僧の有が、氏神今当社と同一躰の事なれハ、其ゆいしよをもつて、只今參詣申され候へて、輪藏を拜まんとの事にて候、此輪藏と申ハ、尺迦一代相經五千余卷積置、衆生を佛道に引道したまハんとの御事なり、此經ハ月氏くハつし国与震旦傳大士渡りしを、ふたいしふもんふげんとて、その身ハ俗躰なれ共、此經を守護し、じちいきほんてうにわたし、始めハ九州におさめしを、たえぬほうもつ成に田舎にハ如何と有て、都に上し此北野に納給ふ、此輪藏をちぐうする人ハ、仏法に至らすといふ事なし、彼僧胎内を出シより五戒をたもち、仏道の志あさからず、寔に殊勝成僧なれハ、当社の末社と顯れ、彼人に詞をかハし、二童ビビだうじに仰付られ、一切經をおかませ申せとの御事成間、其分意得候へく。

松虫 七

へ是ハつのに天王寺に住ゐる者にて候、今日ハあべのの市にて候程に、指たる賣物もなく候へ共、市に出テ見物致さハやと存る、某の知人の候間、急て参り酒をたべ慰ハやと存る、商人にむかい常の如ク へ去程に昔此所に若キ者の二人ありしが、秋の野もせに日を暮シ、友達かたらひして、日夜朝暮慰申したると申ス、此友と申ハ、たぐひなき間にて候へハ、何方へ行候にもつれたちて行候に与、此当りの人々申され候ハ、人の知音と申ハか様の中こそ申せ、是ハ只かハラぬ友と申せとあつて、それ与此人々をかハラぬ友と申たるけに候、扱又秋の比にてもや候ひけん、あべの、原を二人通り候へハ、松虫の音物冷敷聞え候間、一人の友人ハ松虫を尋申さんと申、今吾人ハ只帰らんと申ス、去程に一人の友人ハ松虫の音に尋入、次第く尋よハりはて、ついに草寄に空敷成申て候、残ル一人ハ弥暫待候へ共帰

り申さす候へハ、不思議におもひ、跡をしたひ、分入テみれハ空敷なりて候間、其時かの者、言語道断曲もなき次第哉、死なハ一所とこそ契りしに、近比口惜敷事とおもひ、是も空敷成申たるけに候、此心を以テ、松虫の音に友を忍ふと申事ハ、かやうの子細にてありけに候、惣して最前与申如ク ○俗縁出家にハよるましい程に、跡を御弔ひ候へといふ。○又僧脇にもする。

浦嶋 八

ワキ、当今の臣下、勅使、問の諷あり、中人、納受、かく程をかつこうあれ

へ当浦の者とお尋なさるゝ、罷出て承ハラうすると存る、シカクへさん候、先此浦嶋の明神に色々神秘御座ある中にも、あくると申事がこんじつにて御座候、凡承たる子細を申候へし。へ古此水野邊のうらにおゐて、浦嶋太郎と申人の御座有たるが、此うらに出て釣をたれ給ひしに、有時大き成亀をつり上テられ候が、その亀ハ、かしらにほうしゆを戴キ、かうにハ五色の色をあらハし、誠に奇特成亀にて候間、人々多ク集りて、是ハ珍敷事にてある程に、モテラビに仕らんと申候しを、浦嶋太郎殿、か様の者をむさとハ致さぬ事にてあるとて、もとの海へはなされ候へハ、二三日ありて、いかにもうつくしき姫君一人来り、うら嶋太郎とのに申やうは、今度御たすけありたる報恩を送り申さうする、先わが栖へ御とも申さうするとて、いさなひ申され候程に、浦嶋太郎殿もしんしやくなから、是非なく彼姫とつれだち参られ候所に、龍宮へつれてこへられ候、扱龍宮の様躰を御覧あれハ、金銀のりのいさごをしき、光カヤウ曜所へせうじ入、色々様々のもてなしにて、一日二日七日の間迄逗留なされ、はや古郷に帰りたきよし申されけれハ、其時うつくしきたまてばこを苞つ、引出物に出し、かまひて此箱を御あげ候など申程に、その箱をとりて古郷に帰り、み給へハ、古にかハリ、寔にみしヲモカケ俤もなし、きとく成事とて、浦嶋太郎が栖ハ何所ぞと尋られ候へハ、ある者申やう、さん候うら嶋太郎と申人ハ、我等が七代さきに龍宮へ行、そのま、帰られぬよし申ス、扱能々尋給へハ、

我が七世の孫にて候間、かの箱を不審におもひ、あけて御覽あれハ、此年月の年、かの箱に封しこめて出したる程に、明ルと一入紫雲となつて立のほり、今迄ハ盛とみえたるうら嶋殿、俄に年寄、びん髭ハ雪の如ク、兎にハ四海の浪をた、へ、はくはつの老人となり給ふ、扱ハ此箱をあげましき物をと後悔し給ふが、いつれうら嶋殿も人間にてハ有ましい、目出度御方にてであると申て、神に祝ひ奉り、丹後水野邊のうら嶋の明神と祝ひ申たると、聞及ひて候、惣して最前与申如ク。へ是は奇特成事を御誂候物哉、扱ハ此うら嶋の明神にて御座あらうすると存る、それをいかにと申に、れいしん成よし君きこしめし、せんじにて御下向と承候、左様に候へハ、明神もなのめならず嬉敷おほしめし、此うら嶋の明神のいハれ、誰有て申上へき者有ましきとおほしめし、顕給ひたると推量仕候、左様に候ハ、御心静に御逗留被成、重てきとくを御覽して、御上洛あれかしと存候。シカくへ近比ありかたう候。○仁王五十三代淳和天皇天長二年己

年龍宮与掃りぬ。

玉嶋川 九

へ去程に此所におゐて、神宮光宮御下向被成候子細ハ、仁王九代開化天王の御宇と哉覽より、異国の夷日本に望ミをかけ、ちうあい天王の御宇に、異国のゑひす共おひた、しくよせ来り候が、むくりの大将の顔ハ八つあり、両眼日月の如クなり、目と目とみあハすれハ氣も魂もうせはて、すてに人種もうせなんとて、此よしちうあい天皇にさうもん申せハ、忝も君出むかひ、かたきの方へ放子給ふ矢、忽、むくりの大将のた、なかに請とめ、すてに命のうする時、たうの矢を射かへす、その矢ちうあい天皇にあたり、崩御ありたると申ス、神宮くハう宮無念におほしめされ、御つまのかたきなる、さんかんのしたかへ御申有へきたために、異国へおむかせ給ひたると申、其時高山に御上り被成、異国調伏の次第、様々御行ひありたるに与、彼高キ山をしおふじの峯申ス、扱それ与玉嶋河へ御下向被成、御ぐしを式つにわけ、す、ぎきよめさせられ候處に、何所の誰共しらせ給ハぬだう女式人来り、くハうぐうの御くしをす、き

きよめ候程に、くはう宮不審に思し召シ、いかなる人そと御尋ありしかバ、其時一人ハ龍女とみえ給ひしに、今一人ハ水神女と名乗、こくうをさしてうせ給ひ、則龍神女とこたへ給ひしハ、あきのいつく嶋の明神にてまし／＼たると申ス、水神女と名乗御申ありたるハ、筑前の国むなかつの明神にて御座ありたると申ス、扱ハ異国退治の御きつきやうめてたいとおほしめし、猶々きとくを御覽せんがために、此玉嶋川におゐて、こかねの釣針をもつて魚を御つり候へハ、魚共多ク集り、つり針にいくつく程に、扱ハ弥御きつきやうめてたいとおほしめし、異国の御用意夥敷被成たると申ス、左有に仍テ、今に至て其時の印に、此玉嶋河の魚共ハ、口わきが金色に御座候、それハこかねの釣針をくハへたる故成よし、申伝え候、なんほう奇特成事にてハ御座なく候か、後常ノ如ク

△淡路 拾

ワキ、当今の臣下、住吉玉津嶋へ御参有テ、神世ノ古跡ヲ御拜有べき、淡路へ参詣也、中人、天の戸渡りうせにけり

へ所の者とお尋候、罷出様躰を承ハラハやと存る。へ所の者とお尋ハ、如何様成御方にて候ぞ。へ心得申候。へ去程に当社二ノ宮と申スハ、則いざなぎいさなみの尊の、二柱の神世与、そのま、宮ゐしたまひ、今に至る迄かくの如ク靈現あらた成ル御神にて御座候、寔に御国始と申も、此淡路の国の事にて候、此国めてたき子細ハ、いさなぎいざなみの尊、天のうき橋のうへにて、御ほこをふりさげ給ふ、その露の下ダリかたまつていつとうとなるをみつつけ、淡路嶋と名付、譬タドヘそれより大やしまの国を作り、又紀国伊勢の国日向則四つの海岑を作り、是地神五代の始と聞及ひて候、去聞いさなきいさなみの（エヒ）始を尋奉ルに、天に木火土金水とて五行の神まします、木火土のせいゝざなぎとなり給ふ、金水ハいさなみと現し給へり、然りといへ共、いざなぎ顕れたまへ共萬物出生せず、いさなミあらハれおハしまして与萬物出生致シ、国とみひろまり民さかへ、是いんやうの始と申伝候、去程に是成小田ホハ、当社二ノ宮の御神の御くうのお田にて御座候に与、田水ハゆたかに候へ共、まつりごと、してせぐ所ホにハいくしたて、水口にハ

みて蔵を立テ、神主をせうじめてたき神拝の御座候、是則春のお田とハ、此なわしろの事にて候、種をおろし、一粒まんばいの井のたね始にて、かやうの事を御歌に、△谷水を、せぐ水口にくくしたて、苗代小田のたねまきにけりなと、よませられ候、惣して神の御事をあさくしく申さぬ御事なれ共、いざなぎと書てハたねまくとよむ、いざなみと書てハ種を納むとよむ、寔に国土世界萬物出生する程の物、此御神の御しんとくを請ぬ者ハ有ましく候、惣して当社におゐてめ^(ツ)た^(ツ)たき子細数多有とハ申せ共、吾等こときの「者」の取沙汰致ス事にてハ御座なく候間委ハ存知も致さす候、先大形ハ如此にて候、御尋不審に存候。へ是ハ奇特成事を仰候物哉、是迄御參詣嬉敷おほしめし、二柱の御神かりに顕れ給ひ、御詞をかわされたと存候、是と申も此所に目出度神秘存知たる者も有ましきとおほし召シ、委御物語被成んために、御姿をあらハし御申ありたると推量仕候、こさかしき申事にて御座候へ共、暫御逗留有、信心私なく御祈念あれかしと存候。へ其ハ近比ありかたう候。

子守 十一

へ去程に子守の明神ハ、仁王七代の御門孝^{カクシイ}霊天皇の御宇に、天竺にこかねの山ありときこしめし、日本にてもこかねの山を作りたいと、明暮御念願にて候處に、有時天竺のごだいさんのひつじさるのかた、かけ来つて我が朝へ飛来りけるに、道にて式つに成、壹つハ東国つくば山となる、一つハ此所におさまつて吉野山と申ス、則きんぶうぜんと申、去程に、此山ゆしゆつ仕る折節ハ、殊外雨風しきりに、天地共にめい^とだうしてほうく^となりわたり、物冷敷、人間の心もきへ入ルやうに覚え候へしに、夜明しつまり申てみれハ、平地成所大山と罷成て候間、一夜のうちにもか様の事出来る物哉とて、不審仕りたる所に、御門きこしめし、勅使をたて御覽しければ、山のミねに金^{ボウ}峯山といふがくあり、御不審晴^ひかたく思シ召所に、いかにも年たけたる老人耆人、此山に花を植て侍りしに、勅使御覽して、何所いか成者なれハ、此山に花を植て侍るぞ、此山の子細ハ知ぬかと御尋候へハ、老人こたへて申やう、さん候此山と申ハ、

忝も天竺のごだいさんこかねの御山成が、此君の御念願にはく、日本にこかねの山をつきたきとおほしめすに仍テ、天竺のごだいさんひつじさるのかた飛来り、壱つにてハおほしめすま、に有ましいとて、路次にて式つになり、本山ハ此所に納り、此山のかた／＼たるに与、東国ひたちの国にとまりたり、御念願叶ひ、こかねのお山日本に式つ出來り、然ハ弥日本ハ何事もおほしめすま「、」にめてたかるへき也、我等も此山に籠り、山を守者なり、か程目度お山に、草木なくてハかなハしとて、花の木をうへ候なり、御覽候へ、近き間に此お山に花をうへわたし、さかへさせてみせ申さん、此由さうもんあれと申せハ、勅使斜ならず^時に御悦びあり、急キ御上洛被成、奏門あつて御かんに預り給ひて、頓て君も行幸被成たると申ス、左有に仍テ、その老人をハこもりの明神と祝ひ、此山の守護神にて御座候、なを／＼めてたき御事ハ、御子を三拾八社迄持たまふ、^{カガユエ}故に、一切の衆生をも我が御子の如ク大切に守りたまふと申ス、左様に御座候へハ、此山ゆじゆつの吉例により、正月の行ひ^{ヨコ}にらいじやうをうつ時ひほう／＼となふがほんにて御座候よし承候得共、心実の事ハ存も致さす候。常ノ如

多亭尾 十式

へ是ハきくち殿の御内に仕へ申ス者にて候、去程に、しまづがたとハ親のかたきにて候、我等がせん松殿ハ、御袋に御いとま申され、しまづ方へ取かけさせられうするとの御事にて候、たておと申御内の人、色々申シとゞめられ候へ共、若子仰られ候ハ、それ侍の子ハ胎内にて親のかたきを聞、七才にて親のかたきをとるもあると申程に、ぜんなくと仰られ候、それに付、おちこの藤左衛門殿も御供にて候程に、我等に人数を集申せとの御事にて候、一人も残らず参られ候へ、その分心得候へ／＼。

葛城鴨 十三

ワキ、呼出ス、常のせりふ、ワキ鴨の明神の神職也、白主共いふ、中人、天の戸にいらせ給ひけり／＼、間のうたひあり

へ先当社葛城鴨と申スハ、王城の鎮護^ツと崇給ふ賀茂の明神と、御同一躰と承候、然共かいひやくより此かた、影向の始ハ此葛城の鴨にて御座候故、先当社が本躰にて御座ある由申候、寔に神ハ正直のかうべにやどり、目前にあらた成子細ハ、和光同塵ハ結縁の始、八相成道ハりもつのおハりをみせ給ふ故、御誓^{チカ}ひあらた成御事なり、惣別神と言るも仏といふも、只是すいはのへだてにて、本地すいしやくあらハれ、三世れうだつの知恵をもつて、現世後世迄の道てをてらし給へハ、国土の人民あゆミをはこび、悉ク諸願満足仕るゆへに、貴賤群集をなし、かつがう申事をびた、しき事にて候、殊にハ此お山、仏在世のみのりにせしんぜぶつ^心のむねをのべ、けごん経の文にいわく、なんゑんぶだいにすいしやうりん^{ほこ}の山有ととき給ふも、則此お山の事也、金剛^{コウタイ}両^部ふの売つ、金剛界をあらハし給ふ故に、金剛山^{コウ}と申て、三国^{ほこ}の岑なれハ、【御】代^御の宝の山共、己^コ心^心のみだ、唯心の浄土共名つれたり、さあるに仍テ、ほうき井御説法の養^{ほこ}供^この所にて、しんしやだいわう^{ほこ}仏法の守護神となり、天下太平国土^{ユタカ}豊に守り給ふ、此しんしやだいわうと申スハ、その昔、大唐れいかんじの住僧、げんしやう三さう法師渡天の時、りうさをわたし大般若のめうぢくをさづけ、末世の宝となし給へハ、弥仏法守護のためと聞へ候、惣して最前与申如ク、常の如。へ是ハ都加茂の明神の神しよくにて候が、只今も申如ク、都の鴨と当社ハ御一躰の御事なれハ、申上るに及ハす、委御存知有へきに、吾等にお尋ハ御笑ひ草になされうするとおほしめし、御尋と存る、去ながら此所にて取さた申ぶんハ、かくの如にて候、寔に是迄の御参詣を、当社明神嬉敷おほしめし、宮守と現シ顕れ給ひ、御詞をかハされたと存知候、それをいかにと申に、こと白ぬしと申スハ、当社の御事にて候間、信心私なく御祈念あり、重てきとくを御覽あれかしと存候。へそれハ近比ありかたう候。

△箱崎 十四 ワキ呼出す

へ當うらの者とお尋なざる、罷出て承ハやと存る。へ此所の者とお尋ハ、如何様成御用にて候ぞ。へ畏て候。

へさん候此うらにおゐて、箱崎の印の松と申ハ、則是成松を申候、去程に、是について色々めてたき子細の御座候、是成松の謂れハ、仁王始りて五十五代、神宮光宮異国におもむき、多クの夷をほろほし、しんらはくさい、きらい高麗けいたん国迄、悉ク打なびけ御申被成、御来国有テ、此箱崎のうらにおゐて、八幡宮御誕生ならせ、御位につき給ひてハ、わうじん天皇と申て、果報いミしく目出度御代にて御座ありたると承候、然間神宮光宮、末世の奇特をのこしをかせられうすとおほしめし、かいぢやうへのさんがくのめうもんをこかねの箱に入、此所に埋ミ給ひ、印に是成松を植をかせられて候、左有に仍テ、箱崎の印シムシの松と申て、今に到る迄奇特様々御座候、其子細ハ、かりそめに御覽し候へても、余の松にハかハリ、木つきも一人おもしろく、松吹風の音迄も、しとくはらミつと吹、又此うらの浪のおとたぐゑてきけば、しとくはらミつと、風波ひゞき申候、去程に、神ハきねがならハしと申せ共、箱崎の神ハ取分和光のかげも曇りなきと申伝候、其子細ハ、仏のさとりサトリの光りを忍カシひ、神と顕レ、しんとに久しく代々を守り給ひ、神力つきせぬ御事也、それくの道をたゞ敷シ、敵テキをたいらけ、国を守り、民をあわれみ給ふ事を、和光のかけによるとある事にてありげに候、惣して君ハ舟神ハ水、水よく舟をうかむと申事の候、君ハ舟にたとへて、臣下ハ水にたとへと、臣下として君をそだてぬれハ、水の力にて舟をのせ、自由になす、舟くつがへすも水のわざなれハ、水よく舟をうかへたるがごとく、臣下能君をあふく御代と成ル事も、当宮の神徳あらたにて、今に至る迄目出度御代にて御座候、惣して此所におゐて、色々様々目出度子細御座有と申候へ共、最前与申如ク、念比にハ存も致さず、凡承及たるハ、かくの如にて候。へ是ハ奇特成事を仰候物哉、扱ハ遙々是迄御下向にて候に与、左様のきとくありたると存候、寔にこさかし「虫損」事にて候得共、暫此所に御逗留被成、重てきとくを御覽あれかしと存候。へそれハ近比ありかたう存候。

へか様に候者ハ、信濃の国木曾の郡寢覚の床に住るる山の神にて候、先寢覚のことに申子細ハ、役行者、暫此所に御座候て、くはんねんのねふりをさまさせ給ふ故に、寢覚の床と申ならハし候、又みかへりの翁と申ハ、出生もななく出所も知ず、此所にぼうぜん（然）と年月を送り給ふ程に、年寄しらがとなり給へハ、何所共しらず、だうじの如くなる者一人来り、彼翁に申やうハ、薬をあたへ、若クなして参らせん（と）申程に、かの翁悦び、何となく薬を請てたべられけれハ、頓てその身もやハラギ、心も涼敷、ハ（は）や若輩の心出来、十七八のはだへになり給ふ程に、猶も此所に住ゐ致さるる、又年月重りておとろへ候へハ、まへかどのだうじ参、又薬をあたへ若クなし、三度迄わかやぎに候故に、みかへりの翁とハ申也、然ハ此事君きこしめし、勅使をたてられ、みかへりの翁の寿命めてたき薬のいとく、御尋あれとの御事にて、勅使此所へ御下向にて候間、翁も嬉敷おほしめして、かりに勅使に行相、只今申たる通御物語被成た、則みかへりの翁と申も、い（い）わうぶつ（佛）のけげんなり、勅使に暫御待あれ、舞楽を奏し、なくさめ申さうするとて、先御帰被成た。常の如礼ヲ言、舞あり。へめてたかりける時（時）かや。へやらく目出たやめてたやな、寿命目出度、みかへりの翁も、薬のいとく、かゝる目出度事あるましと、我等がやう成山の神も、頭れ出テ、諷ひかなで、是迄成とて山の神もく、もとの栖へいそきけり。へさらば御いとま申ス。

△源太夫 十六

（大蛇）
（同）

ランへか様に候者ハ、尾州熱田の明神に仕え申ス末社の神にて候、去程に国々に、れいしん（神）数多地をしめて御座候、中にも当社の御事ハ、日本第一かくれもなき御神也、その子細ハ、神世の御時ハ、そさのをの尊と現し、出雲の国に御座候、其折節（ヒ）簸の川上に、啼（テ）哭（コ）するこゑ聞へ候程に、不審におほしめし、尊いたりて御覽しけれハ老人夫婦の中に、うつくしき姫をいだきてなげき候間、いか成者そと御尋あれハ、我は是手摩乳脚（テ）と申夫婦の者なり、又是成ハ稲田姫と申て我等が息女成が、此所に大蛇の有に、池贅をそなへ候が、今度ハ此稲田姫が番に当りたる程に、それをなけ

き候由を申ス、尊きこしめし、言語道断不便次第哉、左有ばその姫を我に得させよ、大蛇の難をのかすべきとて、大成酒舟を八つ御拵有テ、それに酒をた、へ、その上に棚をかいて稲田姫ををかれけれハ、八つの槽舟（サカ）に悉ク（ヒビ）かけがうつ、てみゆる程に、池贄ハ是にあるぞと意得、八つの頭ごとが酒を呑程に、めつくわとゑひ、前後も（サカ）知（ヒ）ずゑひたる所を、尊十握（ツカ）の劔と申スつるぎを持テ、八つの頭をいち／＼に打おとし給ひ、その尾を御きりありたれハ、御つるぎのしらミされたまハず候程候程に、わつて御覽しければ、尾の中に壺つのつるぎ御座あつた、是ハ天の靄雲（ウラ）の劔と申て隠もなき御つるぎにて御座候、其後くさなぎの劔と申も是にて御座ありけに候、去間尊ハそのま、宮作りして、稲田諸（サカ）共住せ給ひ、其後爰に地をしめて、当社明神と顕れ、其時の手摩乳脚ハ、今の源太夫の神と顕れ、今に至テ東海道を守給ふ、去程に当今に仕へ御申有臣下殿、御参詣あれとの勅諭をかうふり、只今此所へ御出（下向）にて候間、如何様にも慰さめ申度とて、今夜舞樂を奏しなくさめ給ふべきとの御事也、則源太夫の神ハ太鼓の役にて候程に、先太鼓を持テ罷出て候。○難波の如、舞台の真中に右（サカ）手に太鼓を置、常の末社の如礼ヲ言テ舞、つねの如。

〔源太夫〕付箋：「大蛇の難をのかすべきとて」の右側書き添え「か〇」より続く

いかにと御定有、老人大きによるこひまいらすへきと申ス、尊扱その大しやのやうたいハ何と有そと尋給へは、其大しやハ七尾七田にふさかつてとうハひとつ、かしらハ八つ有と申ス、尊きこしめしさ有らハたくミ出し給へる事有とて、

△放生川 拾七

へ此所の者とお尋にて候、罷出御目にか、らう、八幡の山下の者とお尋ハ、何の御用にて候そ、常ノ如 へ去程に、

当社におゐて神事の数七十四度、一年の中に取り行ひ申す中にも、今月今日の御神事ハ放生セウへの御神事にて候、先よなる所の御神拜にハ、いかにも精進けつさいに仕候、今日の御神事にハうろくづをとりもち、放生のやうに取なし候、その子細ハ、神宮くハう宮さんかんをしたがへ給ふ程に、きしやうキシヤウの善根のために、放生への御願をおこされたと申す、それに仍テ放生絵とハ、則いけるをはなつ政にて御座あると仰られ候て、今日皆うろくづをとり此放生川へはなされ候、左有に仍て、御神事多シと申せ共、此放生絵の御神事ハ、仁王四十四代ニウシジウジウ元正天皇ゲンシウテウ養老四年に、うさの宮の御託誼タカセにより取行ひしそのらいれきをもつて、此八幡に御神事を三年に一度取行ひ、今にとだえせずかやうにつとめ申御事にて候、則今日の御神事にハ、八幡四がう・淀六がう・かたの九がう・まき八がう与、取行ひ申す御事なれ共、尚もりんがうりんたんより信仰シンカウ致シ、うろくづをとりもち此川へはなち、大井に祈念を致候へハ、何事も諸願成就仕おほしめすま、に目出たう御座有と申す、そのゆへハ、うさ八幡ハしゆう大あんしの僧、ぎやうギヤウけうケウくわしやうと申御方の、衣の袖にうつり、男山に御影向と承候、か様の御事ハ、我等に似合ぬ物語にて候へ共、御尋にて候間、聞及ひたる通物語申て候が、扱何とおほしめしより只今ハ御尋にて候ぞ、不審に存候。へ是ハ言語道断不思議成事を御詮候物哉、惣して今日の御神事にハ、たけうぢの御神を第一あかめに崇申候、扱ウツハ疑ウタかう所もなきたけうぢの神頭カミれ給ひたると存候、それをいかにと申に、御参詣一入嬉敷おほしめし、たけうぢやことなき姿に現し、かりに行相給ふふぜいにて、御詞をかハされたと推量仕候、か様の事まことしくおほしめさば、暫御逗留あり、信心私なく御祈念あれかすと存候。へ近比有かたう候、御用の事候は重て仰付られ候へ。へ意得申候。

△佐保山 十八 ワキ呼出ス

へ我等も此佐保山の麓に住る仕候へ共、左様の事委ハ存せず候乍去、御尋にて候に麓に住ながら何をも存せぬと申も如何にて候間、凡承及び候通、物語申さうするにて候。へ先此山を佐保山と申御事ハ、天下太平国土納つて目出度

折節ハ、此山に霞か雲かの如く成ころもがさほにほして御座候、惣して衣ハ、棹サホにかくる物なれハ、さやうの義を以て佐保山と申ならハしたると承候、然るにその衣コロモハ此山のおくにせんぎやうの御座候、それ与仙人出テ衣をさらされ候と、仰せらる、人も御座候、是に仍テ尚々奇特成事にて候ぞ、その衣ハたちめもなくもとよりぬいぬも御座なく候、近クより御覧候へハ光り曜いぎやうぐんじ、寔にたへなる御衣にてあるよし申候、かやうの事を伊勢と哉覧の御歌に。△たちぬハぬ、衣まふきし人もなき物を、なに山姫の布さらすらんと、か様に御座候時ハ、佐保姫の御衣にて御座あるが寔にて有なと、とりさた仕候、此御歌ハ古今にも入りたると承候、惣テ先佐保姫の御神とくのありかたき御事ハ、四季をつかさどりて守り給ふ御神の中にも、佐保姫先春を守り給ひ候間、此姫の御めくミを請て、いかなる草木しんらまんざう迄も、御影のみどりみちく、て枝葉をさかへ清生仕候、殊にハ国土の人民も、たうぐうの神徳ゆへ、心中諸願皆満足致スとかたり伝へ申候に与、国々在々所々与、今に至る迄、かつがう申御事かきりなく候、先凡承候はかくの如クにて候、殊にとしいゑと御意おぼせられにて候、左様に候は当社に御ゆいしよ御座候御方と承及て候が、我等罷出御前にて申迄も有ましく候、委御存知有べく候に御尋不審に存候。へ是ハ奇特成事を御誼候物哉、扱ハ御参詣を嬉敷おほしめし、佐保姫顕れ御申あり御詞をかハし給ひたると存候、左様の事も弥目出たかるべき御ずいさうと存候、それをいかにと申に目出た御吉事のかへき折節にハ、此お山にきとく成衣がさほにほさる、など、承及て候が、さやうの御事も神慮に御叶ひありたるゆへと申ながら、天下の目出度御つけにて候間、暫御逗留被成、信心私なく御祈念あり、かさねてきとくを御拜ミあれかしと存候。へ近比ありかたう候。

△吉野 十九 ワキ呼出ス

へ去程に此お山におおての子細ハ、仁王始つて七代、孝靈カクレイ天皇の御宇に、日本に金の山をつきたきとおほしめされ、色々の子細御座候處に、御念願のこたく、ある時天竺ヒのごだいさんの、ひつじさるのかたかけ来つて、我か朝へ飛来

るが、道にて式つになり、壹つハ陸常の国つくば山と成ル、壹つハ此所に納つて吉野山となり、則金のお山なれハ、
 金峯山ト号給ふ、其後遥ハルカに御代へだたつて、仁王四拾三代、元明天皇の御宇、和銅四年に、役行者、か程目出度深
 山に守護神なくてハかなふましいとて、かんだんのくだき祈給へハ、弁才天を析出し給ふ、然共此お山の守護神にハ、
 女法に御入候とて、天の川にすゑをかれ、重カサネて御祈候へハ、地藏井の御出被成たる間、是も如何有へしとて、川上
 と申す所にすへをかれ、又重て御祈候へハ、今度は蔵王権現三躰顕れ出給ふ、是こそ此お山の守護神よと、悦ひすゑ
 をかれ、今の代に至る迄、霊現あらたなる御事也、又子守かつてと申て、両神御座候、かつてと申ハ、弓矢を守護し
 給ひて、何事も勝つ事を守りたまふにより、かつての御前と申候、此神を御信シタカ仰なざるれば、おほしめすま、に利を
 得たまふと申す、子守の明神ハ御子を三十八社迄御持被成、一切の衆生をも、わが子の如くにおほしめし、守給ふ故
 に、子守の明神と申候、去間ごせつの舞と申事も、当山より始り申す、其子細ハ、清見原の天皇、ほうとものわうじ
 におそハれ、此お山のあなた、あアホがき山と申所にて、夜を明シ給ふ折節、月影花にうつろひ、明々とある折節、
 琴をひかせらる、その琴のひきよくに、じやうかいの天人天くだり、一度ならず二度ならず、五度迄袖をひるかへ
 し、舞給ひしに仍テ、是をごせつの舞と号シ、内裏にも節會として、うつしをかれたると承候、惣して花の名所も数
 多御座候なかに、ちもとの桜と申ハ、取わきたる名木なり、惣して最前与申如クせりふ常如。へ是ハ不思議成事を
 仰候、惣して当山などの山賤に、左様に心あらうする者ハ覚え候ハぬが、扱ハ某の推量にハ、守チの明神かりにいやし
 き山賤と現し、御詞をかハされたと存る、是と申も、余神人にかはりたる御方にて御座有により、和哥の道にハ神
 も納受あると申程に、さやうの子細に与、顕給ひたるかと存候間、暫此所に御逗留被成、信心私なく御祈念あれかし
 と存候。へ近比ありかたう候。

獅子

廿

せりふ常如

へ惣して大性文殊の有難子細ハ、諸宗共に、仏道修行し給ひ、成仏とくだつのゑんとなり給ふも、悉クだい性文殊の御はからひと存候、それに与さんぜのがくもんとハ申候、又当寺の文殊、獅子にめされ候ゆへハ、天竺にてうてんわう、なにとかしたまひけん、獅子を取放すしたまふ、然共ハし、ハいきおひつよき物なれハ、こくうにはなれ行方を失ひ給ひて候、寔に獅子と申物ハ、かけ出んとする時ハ、身の毛を立て、心も詞も及はずおそろしき物にて候、左有に仍、教説キヤウにも、獅子ふんじんとか、れたるよし申ス、うてんわう取はなし給ひたる事をくやミ、天竺の事ハ申に及す、きらひかうらい迄も尋給ひ、遂に尋出し給ひたると申ス、惣して此所におゐて、先吾等の承たるハかくの如にて候が、御尋ハ不審に存候。

石橋 廿一

ウシへか様に候者ハ、天竺のかたはらに住ゐする仙人にて候、爰にしやうりやうせん（脱文アルカ）と申て、吾等（セダシ）ごときの躬仙人共望ミをなし、度々に及んで此橋の本へハ来れ共、未仙人の通力いたらざるに仍テ、石橋を渡ル事ならずして、ついに望かなはず候、それをいかにと言に、国土世界におゐて、橋の数多キ中にも、かの石橋と申ハ、人間の渡せる橋にてはなし、只おのれと出生したる石の橋にて、その長さ三丈にあまり候へ共、よこのはゞしやくにもたらぬせばさなり、そりたる所を物にたとうれハ、にしのみりたるかたちにて、雲にそひへてみえたり、下へハ数千丈あつて、瀧坪迄ハ霧ふかうてみえかたく、いかほと有もしれかたし、水のみかさハなんかいもしらず、上ハ瀧の糸雲よりおつる如クにて、嵐にひゞきておびたし、橋の石にハこけむして、なめらかなる所もあり、此橋のもとに望ミ、むかひをみわたせハ、目もくれきもつおれ、足ふるひ腰もたず、中へ人間のわたるへきやうもなし、寔に空をかくるつばさ迄、羽をやすめ兼る程の嶮難なり、され共むかひハ文殊の浄土にて、常に清香の花ふり、目の前の如クあらたなれハ、吾もくと望をなせども、石橋をみ「て」きもをけし、わたらんといふ人もなし、然共仏力神力をもつてわたる

事もありといへり、いかなる貴僧高僧なり共、此橋に望みて月日を送り、難行くぎやうをして渡ルと申が、我等がぶんとして、難行もくぎやうも、しゃしんのぎやうもなるまじい、もと与仏神の力をもつてわたる事も有ましく候程に、いかほとしやうりやうせんに望ミある共、かなふましいと存候、乍去、今の身にてこそならず共、せんの法至るにおゐてハ、しゃうりやうせんに参るべしとの念願なり、惣していつれの橋と言ふ共、おろかに存てわたる事にてなし、その子細ハ、橋のゆらひを尋るに、天地かいひやくより此かた、雨露をくたして国土をわたす、是則天のうきはしと語り、なんほうありかたき御事にて候ぞ、寔に實の名所様くにして、すいはの難をのぞ通、萬民有かたく存る事にて候へハ、尺にもたらぬ石橋なり共、わたせる人ハ仏神の納受あり、萬民悦ひをなすに仍テ、此世にてハむひのらくにほこり、来世にてハ仏となる、ゆへに橋をわたせハ、人間の慈悲の中の第一と語り。へいやそなたのどゞめくハ、なに事ぞやい。へなにとし、が出るといふか、是ハいかなこと、何とかないたさうやれ、能々思案をするに、何と申たり共、橋をわたるへき事ハおもひもよらぬ事なり、望ミてもかなハぬ事をくゞとしてゐたらハ、獅子共がいきおひほにあたつて、命をうしなふ事有べし、先命があらてこそ、しゃうりやうせんの望もなるべけれ、命を失なふてハ何共成ましい程に、いそひで罷歸り、随分仏家に入て仏の通力いたるにおゐてハ、橋をわたる事もならふざる、乍去、か様にハ申せ共、むかひハ文殊の浄土に望ミハ至る、又こそ爰こゝにきたらめと、いさみをなしてぞかへりける。

巖洞 廿二

へかやうに候者ハ、高丸の鬼神に仕へ申、けんぞくにて候、扱も田村の五郎としなり、式百余騎にて此三年が間御さいちんにて、我等がおやかた一大事にて候、先此としなりと申ハ、代々武邊の家にて、はくぶをとししげの有會と申ス、その子細ハ、としひとの有會、奥州せつせのかうり田村の郷にて、まうけたまふに与、田村と申候、奥州与都迄、三日に京着被成たる間、いかなる神の化身そと、皆人不審申候、又田村の御はかせを、そやわうと申ス劔にて候、又

鈴鹿の姫と申ハ、たてゑほしと申ス鬼神にて候が、田村丸と夫婦にて候へ共、今ハはや逆心とみえ申程に、あか頭の四郎殿、御運つきたるゆへと存る、ハや面々の身のうへ迄、一大事に究り候間、けんぞくをも呼出シ、かけ落の用意致さうする間、皆々その分意得候へく。

草薙 廿三

へ是尾州熱田の明神に仕へ申、社人にて候、只今此所へ出る事余の義にあらず、ひゑい山に御座候恵心の僧都と申て、貴キお僧の、此程当社へ御参りあつて、一七日さんらうなされ、有かたきさいしやうわう経と哉覽申御経を、御読誦被成候が、頓てけちくわんにて御座あるよし申候間、御経をも聴聞申シ、御礼を申さハやと存る。へ御礼申上候、是ハ当社に仕へ申ス社人にて候、有難キ御経を御読誦被成候由、御礼をも申シ、御経を聴聞申度存、罷出て候。へ中くゝの事、当社に仕へ申社人にて候。へ如何様成事を御不審被成たく候そ。へ何と当社に仕へ申者ならハ、当社の神秘存せん事ハ候まし、委かたれと仰られ候か。へ是ハ大事の事を御尋にて候、我等も当社に年久しく仕へ申スと言共、さやうの神秘など、たとへ存知たると申ても、あさくしくハ申さぬ事にて候、いハんや吾等委ハ存せず候乍去、始て御礼申上御尋候事、存せぬと申も如何にて候間、粗々かたつてきかせ申さうするにて候。へ去程に、当社明神の古、神代の御時ハ、そさのをの尊出雲の国に御座候へしに、その折節ひの川上に、手摩足脚と申て夫婦の者、うつくしき姫をいたきなけき候を、此何事ぞと御尋あれハ、此所に大蛇のあるに池贄をそなへ申が、今度ハ此稲田姫が番にあたりたる程に、ふひんにおもひなげくよしを申ス、尊きこしめし、その姫を我に得させよ、大蛇の難をのがすべきと御説ある、老人悦び、姫を参らすへきと申しかば、尊きこしめし、たばかり事をめぐらし、大じやを酒をゑわせ、ゑひふしたる所を、けんをもつてずんくゝに御きり被成、その尾を御きりあれハ、つるきの刃白ミ、きれかね候程に、不思議におほしめし、尾をわりて御覽あれハ、一つのつるきの御座ありたるを、村雲のけんと名付給ふ、その子細ハ、

常に大蛇の尾のうへに村雲がかかりたる故に、村雲の釵と名付られ、太神宮へ参らせられしを、此所にこめをかれたると申、又仁王の御代となつてハ、○上元景行第三の王子、大和だけの尊と現シ、たういのゑびすを御退治の御時、太神宮の御じげんをもつてそのじげんをもくだし給ふ、その折ふし、出雲の国にて御退治被成たる大じやの執心、三河の国にて御道ふさぎ候を、かけやぶつて御通りある間、大蛇いをうしなひ、それよりこむら山と成りたると申ス、左様に候は、するがの国かんばら迄御下りありしその比ハ、神月ツキの事なるに、とうい十万余騎、甲をぬぎほこをふせかうさんし、尊たばかり出し、四方のかこみをなし、かれの、草に火をかけ、時をつくりてせめし程に、尊かのけんにて、四方の草をなぎはらひ給ひしかバ、めう火ハかへつてゑひすのかたにかかり、焼ヤキほろぼし、悉クうせたるに仍テ、村雲の御つるぎを草薙の釵とも、名付られたると申ス、左有によつて、しんけんを守りの神と号カシて、大和だけの尊を当社明神と崇め奉ル、かの手摩足脚ハ今の源太夫の神と現シ、東海道を守り給ふ、稲田姫ハたちばな姫とあがめ申候、惣して最前与申如ク 常如 へ是ハ奇特成事を仰候物哉、扱ハ某の推量にハ、うたかふ所もなき、大和たけの尊たちばな姫頭給ひ、御詞をかハし御申ありたると「存候」、それをいかにと申に、有難御経をどくじゆ被成候に与、頭給ひたると存候間、懈ヨコタりなく御経を御読誦あらハ、重て奇特を頭ハしたまハふすると存候が、何とおほしめし候ぞ。へ近比にて候、我等もかさねて御経を聴聞申さうするにて候。へ意得申候。

求塚 廿四

へ是ハ生田の里に住居する者にて候、此間ハ何方へも罷出ぬ程に、今日ハ生田川の邊へ参、心を慰ハヤと存る。久敷爰元へ参らねハ、改りたるやうに覚えて、一段とおもしろう候。へいや是にお客僧のやすらふて御座候、何所与御出候へハ、此所にやすらふて御座候ぞ。○シカク常如。へ去程に求塚と申ハ、古此生田の里にうない乙女と申て御座ありたるが、その比和泉国しのだと申所に、ちぬのますら男と申人御座候、又此所にさ、だと申男の御座ありしに、

彼うない乙女を兩人の男見申候て、式人共に恋奉り、文玉章の有をつくし、乙女の方へ遣し候處に、日こそおほけれ式人の使、同シ日の同し時に参相候間、乙女ハ式人の文を得てひらきてミレは、なんほう奇特成事にて候そ、兩人の文牒同如クにてありたると申ス、かの女兩人の方への返事を、何と致シ候ハんと案シ煩、母に此事つ、まづ語申せハ、兩人の親申やう、菟「角」此上ハ是非なき事、我をおほしめさハ、二人共に生田川へ御出あり、水鳥をあそハし候へ、此方与矢つほをさして、あたつたる方へなびき申へきとありしかハ、二人の者急キ帰、生田川へ出候程に、女も父母も罷出、見物致シ矢つほをさし、壺つの鳥を式人一度に矢を御はなちあれと申けれハ、我おとらしとねらひより、二人一度にはなつ、不思議成事にてハ御座ないか、二人の矢壺つの鳥の左右羽がいに当り候間、二人の心中弥同じ思ひとみえ申候、父母是をみてあきれはて、菟角の事をも申さす候処に、式人の男・親をも返しをき、扱彼女おもふやう、か様の事も前世のいんくわたるへし、此上ハ命ありてもせんなしとて、一首の哥を讀をき、生田河へ身をなけ、空敷なりて候、その時の歌に、△おもひわび、わが身捨けんつの国の、いく田の川ハなのみなりけりと、読置相果申候間、父母驚キ、死骨ガをとりあげつかにつきこめ、なげき申事限りなく御座有たると申ス、や、あつて、女の父母の方与、かくの（モシ）如クと申候へハ、兩人の者共きもをつふし、急キ此所へ来、かやうに空敷成事も、式人の者故なれハ、此世にありてもせんなしとて、かの女の塚の前にて、二人さしちかへむなしくなりて候間、女の墓の右左に二人の男をつきこめてをき、もとめたるつかなれハとて、求塚と申候、その時此所のさ、だがつかへハ、刀をつきこめ申たるか、ますら男がつかへハ刀をいれず、そのま、埋ミたると申ス、その塚が、ある時旅人行くれ、つかの邊にて一夜明シ候へハ、いつく共なく男一人、血にひたつて来り、旅人の太刀を少の間御かし候へ、年来のてきを討、本意を達し申へきと申間、無心ながら太刀をわたすとおもひてあれハ、頓てかの男參、御太刀にて本意をとげ忝候と、申かとおもへハ、その儘うせて候間、不審におもひ夜明ミれハ、ますら男がつかのうへに、太刀が血にそミてありたると申ス、扱

ハ彼者共じやいんのがうに与、しゆらのくをうくるかとの申シ事にて候、我等も委ハ存せず候、先凡承たるは、かくの如クにて候が、何とおほしめし与御尋被成候ぞ、不審に存候。へ言語道断ふしき成事を承候物哉、扱ハ我等の推量にハ、お僧たつとくましますに与、只今我等物語申たる者顕出、御弔ひにも預り、うかミ申たきと存、声詞をかハしたると推量仕候、それをいかにと申に、前世のいんくわの道理に与、あへなき果やうにて候間、一人つミもふかからうすると存候、さやうに候ハ、暫此所に御逗留有、彼者共を弔ひ、うかめて御通あれかしと存候。へ御用の事候は、かさねて御申候へ。へ意得申候。

△碓潜 廿五

朝盛、さしこへて、今春の能、ワキ、都方の僧一人、西国始テ一見ス、次第ニテ出ル、中人、なき跡とふてたび給へ、まぢうたひ、平家の一門の御跡とふと、うたふなり

へかやうに候者ハはやとのおきにヒビ住ルる者にて候、此程ハ沖の浪あらくして磯の獵もならず候へヒつるが、今夜ハ一段沖の方も長閑になりて候程に、いつも獵を仕る磯の邊へ参、様子をミてれう舟を出し申さハやと存る、いや此日よりにてハ、一段明日ハ長閑に御座あらうする間、如何様のれうもなり申さうよ。へあら不思議や、是にお僧達の御座候、此当りのお僧とハみえず候が、日の暮て候に宿をも御とりなくして何とて是にやすらふて御座候ぞ。へ何事を御不審被成度候ぞ。へ是ハおもひもよらぬ事を仰られ候物哉、惣して我等も此あたりには住候へ共、さやうの事委ハ存せず候さりながら、お僧の御尋被成候に曾て存せぬと申も如何にて候間、凡聞及ひたる通、物語申さうするにて候。へ去程に此沖にて源平の御合戦御座あつて、平家此海底へしづミ給ふおこりを尋るに、平家ハ木曾義仲に都をおとされつの国一ノ谷に御座候処に、源の頼朝いんぜんにまかせ、おごる木曾殿をうち果し、それ与一の谷へ相寄せ、平家をも讃岐の八嶋へおひおとし、又八嶋にても平家打まけ給ひ御一門此所迄にげ給ふ処に、源氏の大將九郎判官殿よの

つねならぬ名大將軍にてましませハ、何所迄かハのがし申へきとて是迄追かけ給ふ、平家の御一門も是にて勝負をけつせんとて我もくんとす、み出給ひ、舟いくさになり、爰をせんと、火はなをちらし水けふりをたてた、かひ給ふ所に、平家方ついにハまけいくさになり候間、その時新中納言朝盛二位殿にむかい曰ふやうハ、はや御いくさもきわまりたり、御いたハしなから安徳天皇ハ波のそこへ行幸なし参らせ一門の人々も供奉し奉らんと、涙をおさへて仰られけれハ、二位殿頓て心得給ひて、急供奉し奉らんとて、しんしをわきにはさみ、ほうけんを御腰にさ、せられ、内侍所ハ大納言の局と申にいだかせ、ぎよくたいをいだき目をふさき浪のそこに入給へハ、我もくんと海へ入申されたる様躰ハ、目もあてられぬ御事にて御座ありたると申ス、その中に能登守則経ハ、源氏の大将九郎判官殿と組まんとてあなたこなたとこぎ廻り、判官殿のめされたる御舟へ乗移り悦びた、かひ給ふ處に、判官殿御覽してかなハしとやおほしめしけん、二三町斗程間の有味方の舟へゆらりと飛乗給ひたると申ス、是ハお僧達の寔しからぬとおほしめされうするが、誠や承ハれハ、判官殿ハ都の北鞍馬のおく僧正が谷の天狗の化身にて、とパウとおほしめせハ、はねがはゑてこくうをまかけり給ひたると申程に、偽りにてはあるましく候、左様に御座候間、能登殿もあきれば、御入候處に、あきの太郎同小次郎兄弟の人能登殿を討とらんとておしよせたる所を、ちかつけなんぢ等をめいどの供につれんとて、ひつつかんで両のわきにはさみ海へ入申されたと申ス、なんほうおそろしき事にて候ぞ、又平家の大将宗盛親子ハ水心を能御存知有て、およぎあかりにげんとしたもふ所を、源氏の兵何かわもつてのがすへきぞ、舟をおしよせ大かいをもつて打なやし、鎌倉へひかれたると申が、是ハわる口に申たる物にて候へし、さすが平家の大将軍を左様にきたなふあらうする事にてハ候まし、是も海へしづみ申されたるかとの御沙汰にてありけに候、惣して我等も委ハ存せず候。へ是ハ不思議成事を仰候物哉、惣して此邊にさやうの者ハなく候が、我等の推量にハ、平家の御一門平の朝盛の御亡身にてあらうすると存知候、か様の事もお憎たつとくましますに与、頭れ出給ひ御弔ひに預り

たくおほしめし御詞をかハされたと存候、暫此所に御逗留あり、朝盛の御菩提を念比に御申ひあれかしと存候。へ御逗留にて候は、重て御見廻申シ御用承申さうするにて候。へ意得申候。

貞任 廿六

へさたととうと申ハ、仁王七十三代堀川の御門の御宇に、奥州衣川の城に、あべのさだとうむねとうとて、兄弟の者候へしに、武用にちやうずる故、国師にもしたがはず、結句みつき物をもうばひとり、ちやうおんにほこる由きこしめし、急キ御ついばつ被成へきとて、公卿せんぎあつて、源平両家におゐて大将に成へき者や有と、せんぎまちく成處に、爰に源の摂津の守朝光・河内守頼信・伊与守頼吉三人御座候、此うちに三番の御子頼吉然べきと仰出され、則大将軍の位を下され巳にうつたち給ふ、先是与八満宮へ御参詣あつて、一心に御祈念し給ひし處に、何所共しらず山鳩壹つ飛来り、頼義の御前へ木實をくハへておとし申ス、如何様成者そとおほしめし、取あげ御覽しけれハむくのミなり、扱ハ願成就にてありけるよと、たなこ、ろにおほしめし、それ与御下向有て、我がたてのうしろのつかのうへに、かのむくの實を植をき、それ与東国うつたちたまふ、去程に衣川の城に打よせたまへ共、ついに勝利を得給はず、関東にてうせ給へハ、その後八満太郎義家に仰付られしかハ、義家仰承、御下向被成、た、かひ給へ共、さらに勝負「も」みえざれハ、此上ハ仏力神力にまかせ然へきとて、難行ほつきやうのしよたいしに仰せて、種々の御祈禱を被成る、中にも、ゑいざんの御祈禱つよかりし故、御門の御夢に、ちうだうの薬師の十二神のせう薬師如来、此度は本意をとげさすへきと、あらたに御ぢげんし給ひ御夢ハ覚ぬ、たのもしくおほしめし、此由頼家に、つげしらせ給へハ、大将力を得て、手つから松明をふりたて、王城へむかハせたまひ、南無八幡大弁、殊にハこんほん中だうの十二神将と念願し、扱かのたい松を城の中へなげ入たまへハ、則清風吹来つて、天火と成て城の内をやきみだす、貞任今ハかなハじとおほしめし、からめて与落申ス、義家御覽して追かけ給ひ、いかにさだとう、まさなくもかんせる物

哉、かへせ物いハんとたまへハ、くつばミをひつかへし、まへわにかけ、つ、しんで承候と申されければ、其後大將の哥の下の句をかけ給ふ。△衣のせきハほころびにけりと誂かけ給へば、さだとう上の句をついでいはく ▲とし比ハたてをそろへておりしかど、衣のせきハほころびにけり、と申せば、義家きこしめされ、東の武士とい、なからやさしく申たりとて、ひきたる矢をさしゆるし、此度ハ命をたすくるそとのたまへば、さたとうはいたる太刀を大將に捧ケ申、馬上ながら拝シ奉り、又引返し落けるが、此度命たすかりてもほい有ましとおもハれるか、自害して果申されて候、義家も貞任をふひんにおほしめし、都の邊にくわりんぬんと申ス寺をたて、御弔ひありたると申、扱衣川の城も前後十三ヶ年程に打果し御上洛あり、頼義御下りの砌植をき給ひたるむくの実生して大木となり、則むくの木の本に、八幡大苜を勧請し、都七条さめうじの八幡とあかめ奉り、今に御座候よし承候、惣して最前も申如ク、委ハ存も致さず候、常ノ如

濕衣 廿七

ワキ、名乗、道行過テ呼出ス

へ此所の者とお尋ハ、如何様成御用にて候ぞ。へ此川ハそめ川と申候、あれハぬれ衣の女と申人の旧跡にて候間、御心靜に御一見候へや。へ御用の事候ハ、重て仰候へ、申入 へ是ハ此邊に住ゐする者にて候、最前いつくともなきお僧の御出候て、そめ川を御尋にて候間、をしへ申シ、次てにぬれ衣の女の旧跡をもをしへ申て候が、未あれに御座あるか、参み申さハやと存る。へいや最前のお僧ハ是に御座候よ。へ中くその男にて候が、未是に御座あるか、御目にか、らふてと存て、是迄参て候。へそれハ如何様成事にて候ぞ。へ是ハおもひもよらぬ事を御尋候物哉、我等も此あたりにハ住候へ共、さやうの事委ハ存せず候さりながら、是迄御見舞に参御尋有事を、存せぬと申も如何なれハ。常の如。へ去程に先最前も申如、是成川をそめ川と申ス、古有原の業平御出の事ハ、うさの御使に御下向の時、当国此たわれ嶋の地頭平のさだふんの門につき給ひしに、さたふんの娘色好ミの人ときこしめされて、御床敷おほしめし

もや候らん、業平一首の歌を読んで、息女の方へ遣されたと申す、その御哥ハ。△染川を渡らん人のいかでかハ、色になるてう事のなるらん、とあそハし遣され候へハ、さだふんの息女の返歌に。△なにしをハあだにぞあるへきたハれ嶋、浪のぬれ衣きるといふなり、と返哥を致され、御契をもこめられたるなど、申伝候、去間ぬれ衣の女と申す謂ハ、古此たハれ嶋の地頭筑前の守さたふんの息女、じきほにをくれて外母にて御座ありたと申、然所に外母ま、娘をにくミておもハれ候にハ、何共してあの娘をうしない申さんと色々にたくみ、蟹人のぬれ衣をとりて、かの息女の間に忍ひ入、息女にぬれ衣をきせてをき、蟹人と心をあハせ、盗人にせんとたくミ、さやうの躰にもてなし候處に、かの息女ハそのたくミをハ夢にも知ず候、蟹人ハぬれ衣のみえぬよしを申て、爰かしこを尋ありき、かの息女のねやに御座候をみつけたる躰にもてなし、何とて我等のぬれ衣をとらせられ候そと申て、大にかこち候程に、息女ハ我ハ夢にもしらぬと、かた／＼申され候へハ、兼てい、まハしたる事なれハ、誰あつて息女の尤といふ者もなく候へハ、ハや此よしを聞て、天下の大法なれハ、盗人にかとうどなし、ふびんにハ存候へ共是非なしとて、そのま、息女を害し、衣を蟹人に返し申所に、かの息女ある夜父の夢にみえて一首の歌にいはく。△ぬぎ着する、そのたばかりのぬれ衣ハ、ながき泪のためしなりけり、と読、うらめしけなるけしきにて、さめ／＼となくとおもへハ夢さめぬ、その時かの父大に驚キ、そのま、外母を離別仕たと申す、それ与ぬれ衣の女と申伝候、惣して常如へ是ハ奇特成事を仰候物哉、それハうたかう所もなき、古のさだふんの息女にて御座あらうすると推量仕候、それをいかにと申に、此所の女共お僧の御目に「か、」り、さやうの事委語申さうする者ハなく候が、是と申もお僧貴キ御方にて候に与、ぬれ衣の女頭れ出、ことはをかハされたと存候、左様にありつへしくおほしめさば、暫此所に御逗留被成、ぬれ衣の菩提を恋比に御弔あつて、何方へも御通あれかしと存候。へ御逗留にて候ハ、見苦敷ハ候へ共、お宿を参らせうするにて候、へ意得申候。

落葉 廿八

へ是ハ小野の里に住ゐる者にて候、此間は久敷薪をもとり申さず候間、山林へ參、所をもみはからひ、薪をもとらせ申さハやと存る、久敷爰をも通りたる事もなく候。へいや是にお僧の御座候、是ハ何方与御出候へハ、此所に御座候ぞ。へ是ハおもひもよらぬ事を承候物哉、我等も小野の里にハ住候へ共、落葉の宮の御事委ハ存も致さず候去ながら、いつく共しらぬお僧の、所の者ならハ存せうするとおほしめしお尋を、所に有なから曾て知ぬと申もいか、にて候へ共、片端聞及たる通、そと語て聞せ申さうするにて候。へ去程に落葉の宮と申たるハ、先しゆしやく院の御姫宮に、如^{マツ}市の宮、四番目女^メ二の宮、女三の宮ハ六番目にて、御姫ハ御兄弟三人わたらせ給ひたると申が、則女二の宮ハかしわぎの右衛門のかみに御座ありたるけに候、扱又女三の宮ハ源氏の御方に御座ありたると申す、去程に源氏の御もとに、ある時御鞠の御座有つる折節、女三の宮の御秘藏有て飼^カせられたまひたる猫が、御簾の内与そとへ出申時、その首たまにて御みそ^ミのあきたる隙与、女三の宮を右衛門頭御覽して、扱もあれハと思シ召て候哉覽、賤恋とならせられ、御心苦しくや御座有けん、御歌を讀給ひたると申、その御歌ハ、へ柈散る、此寝まくらのおきふしも、錦きつ、と人やミるらん、とあそハし、弥恋ハふかくならせられ、御契も浅からず御座候間、わが内成^{内成}二の宮の方へ、御哥を讀て參らせられたると申す、その御歌ハ △もろかつら、落葉をなに、ひろいけん、ないむつ^{五推}かしきかさしなれ共、とあそハし、女二の宮の方へ送參らせられ候間、それ与女二の宮を落葉の宮と申たるけに候、去程に右衛門頭ハ、恋路の故にか、又世上のういてんべんのならひ、老若男女によらざる故にや、なくならせられたると申す、なんほう御痛ハしき事にて候ぞ、それより女二のミヤハたよりなく候に与、御母もの、けにとられ、いたくなやミて小野に御座候間、落葉の宮もたよりすくなきとい、なから、御母をたよりに小野に御座ありたるに与、小野の落葉と申す、去なから次第に殊の外おちぶれ果給ひ、ついに此所にてかくれさせられ候間、御印を立をかれ、則是成が落葉の

ミヤの御旧跡にて候、又これたかの親王新のくはうきよハ、あれにみへたる松原の少だかき所が、文徳第一の新王これたかのくはうきよにて御座ある、又是与東ヒにあたつて杵村のみえたる山ハ、都与雲の八重たつとなかめ給ふ、横川ヒのこねと申名所にて候、惣して我等も所にハ住候へ共、最前寺申如ク。へ是ハ不思議成事を承候物哉、惣して此邊に、左様に心有て、落葉の宮の御旧跡などをしへ申者は、中くおもひもよらず候が、扱ハ某推量申て候ハ、うたかう所もなき落葉の宮の御亡魂顕給ひ、御詞をかハし御申ありたると存る、それをいかにと申に、お僧貫キ御方なれハ、一遍の御意かうにも預り給ハふ「す」とおほしめし、顕給ひたると推量申て候、お僧もさやうにおほしめさハ、暫此所に御逗留あり、心静に落葉の宮の御菩提を、念比に御弔ひあれかしと存候。へそれハ近比にて候、先只今ハおいとま申ス、重て御見舞申さうするにて候。へ意得申候。

橋姫 廿九

へ是ハ宇治の里に住居する者にて候、今日ハ橋の邊へ罷出、慰ハやと存る。へいや是にみなれ申さぬお僧の御座候、是ハ何方与御出候へハ、此所にハ御座候ぞ。常如 へ先此宇治の里に、名所旧跡多キ御事なれハ、詠あまた御座有所にて候、御覽せられ候へ、先あれにみえたるハたうの嶋と申ス、こなた成ハたちはなの小嶋崎、あれ成ハマきの嶋と申ス、其外橋のけいき、いつれもおもしろき様躰にて候、又是成ハ平等院と申候、去程に古恵心僧都一さい経を御供養の時、是成森にて御法を御のべ被成たるよし承候、それについてなんほう奇特成事の御座ありたると申、その子細ハ、僧都御法を御のべ被成候折節、土風はげしくて、木の葉を一葉つゞゆすの上へ吹あげし程に、僧都取て御覽候へハ、虫くいがみえ候間、よみてみ給へハ。△ごくらくへ行舟のたよりにと、か様に歌の下の句候間、恵心僧都不思議におほしめし、左有ハ上の句を御つぎあるへしとて、△のりしらん、人を尋てわたさハや、ごくらくへ行舟のたよりにと、か様につけ給へハ、ちやうじゆ多キ中に、女性一人泪をなかし申さる、間、御身何とてさやうになげき給ふそと御尋

候へハ、彼女申さるゝやうハ、さなきだに女ハ五障のつミふかきと申に、只今の僧都様の御詠歌を承候へハ、我等こ
ときの女人の身ハ、極楽へ参る事あるまいとおもへハ、あさましうさふらひて、かやうになげくよし申され候へハ、
僧都きとくにおほしめして、さあらハ御身如何様になり共ついでみ給へと仰候へハ、かの女暫ためらひて。△しる人
も、しらぬ人をもわたさハや、極楽へ行舟のたよりにと、か様につかれけれハ、恵心の僧都も有難クおほしめし、か
の女人を押し申され、先ハきとく成事とてかんし給へハ、聴衆も一度に、扱も奇特成女房哉とて、かんじ入たると申、
扱かの女房をなに者そと不審をなし、行方を心かけてみ給へハ、諸人のみるに、扱も奇特成女房哉とて、かんじ入たると申、
らずうせて候程に、僧都も不審をなし申されけれハ、なんほうきとく成事にて候ぞ、此宇治の橋姫頭れ給ひ、僧都の
御法を聴聞ありたると申ス、惣して此所におゐて、名所旧跡昔物語数多御座あると申候へ共、念比には存も致さず候、
先吾等の聞及ひたるハ、如此にて候。へ是ハ奇特成事を仰候、某の推量にハ、うたかう所もなき橋姫にて御座あらふ
すると存候、それをいかにと申に、此邊にさやうに心ありて、お僧の御尋なさるれハとて、僧都の御法の時つがせ給
ふ歌物語など申シ、又是成御社に入給ふ風情仕らふする者御座なく候が、お僧貴ク御座候へハ、橋姫頭、その時の様
躰御物語被成たると推量致候、お僧もさやうにありつへしくおほしめさハ、暫御逗留被成、重て奇特を御覧あれかし
と存候。へそれハ近比にて候。へ御用の事候ハ、重て承申さうするにて候。へ意得申候。

川原太良 三十

せりふ、須磨のうらの者、常如

へ去程に、平家八十万余騎にて、一ノ谷にこもり給ひ、此生田の森を大手とさだめ給ふ、源氏ハ六万余騎を二手に
わけ、此生田の森へハ、かばの御ざうし大將軍にて、五万余騎にて押よせ給ふ、川原太郎兄弟ハ、源氏方にて御座あ
りしに、兄の川原太郎、弟の二郎をちかつけ申やうハ、大名ハわれと手をおろさね共、めしつかふ者共の高名をもつ

て名將と仕候へ共、我等ハ小身なれハ、みづから手をおろさねハかなふまし、かたきを前に置ながら、矢壱つたにも射ず候事無念なり、われハ城の内へ忍ひ入、一矢射んとおもふなり、千万が壱つにも、生テ帰らん事ハありかたし、なんぢハと、まりて後の證人になれと、こま／＼とのたまへハ、弟の二郎泪をなかし給ひ、只兄弟ある中に、兄をうたせ、弟いきのこりて、いか程の栄花をたもつべきぞ、只一所にいかにもならんとて、下人共呼よせ、妻子共へ最期の有様よくい、つかハせと申され、扱合戦ハ七日とさためられけれハ、六日の夜与つめよせ、明る日を待かね、寅の刻斗に、生田の森のさかもぎをのほりこへ、城の内へ忍ひ入給ひ、武蔵国の住人河原太郎高なふ、同二郎もりなを、生田の森の先陣そやと名乗給ひ、指つめ引つめ散々に射給ふ、やにわにかたき七八騎射おとしける、城の内の兵共是をみて、あますなといふまゝに、西国一の清兵、まなべの二郎、同五郎とて兄弟候へしが、四郎をハ一谷へむけ給ふが、五郎ハ生田の口に候へしに、此様子をみてよつひいでひようどはなつ、川原太郎がむないたにあたり、うしろへくつとぬけ候へしが、弓杖にすがりすくミ給ふ所を、弟の二郎走りより、兄をかたにかけ、生田のさかもぎをのほりこえんとしたまふ所を、まなべが矢にて、川原二郎殿の鎧のくさすりのはつれをあなたへつ、と射とをし、同然にたをれたまふ所を、まなべが下人おり相て首をとり申て候、其後彼川原殿の下人共、源氏の陣へかけ入り、大聲にて、川原太郎兄弟こそ生田の口の先陣にて候へしが、城の内にてうたれ給ひて候と、よバわり申て候へハ、源氏の人々はを聞、われさきへと城の内へかけ入高名をし給ふ程に、ついに平家方うちまけ給ひたると承及て候、せりふ常如

伏木曾我 三十一

へ何と承候そ、富士のまきかりの折節、曾我兄弟の果給ひたる様躰、存たらハ語申せと仰られ候か。へ我等も此所に住む仕候得共、委ハ存も致さず候、去ながら御尋にて候に、何をも存せぬと申も如何にて候程に、承及たる通物語申さうするにて候。へ去程に曾我の兄弟の御方、此所にて果給ひたる子細は、たとへハあかさわ山のかりくらにて、

御父かわづ殿を、くどうすけつねのしわざにて射おとし申され、御果被成たるが、くどうすけつねこそ親のかたきなれとて、助成・時宗も日比ねらひ申され候へ共、透間なくて討給ふ事成申さす候間、兵衛佐頼朝富士のまきかりをなさるべきとの御事にて、御觸狀廻り候へ共、曾我兄弟ハ、去子細有て御前へ御出候事ならず候間、御觸狀もなく候へ共、忍ひくゝの御供にて候ひつるが、是もひとつハ此折節助経を討給はんとの御事にて御座ありたると承候、なにが富士のまきかりの事なれハ、大幕われおとらしと結構ケツカに拵、屋形をひつしとうつて、人ごみの事なれハ、是をよき次手とねらひ申さる、所に、ある山そわにて、助経三つある鹿に目をつけて、とゞめんとおもひか、られる所を、曾我兄弟よき所とおもひ、腰の矢を取てつがひ、はなさんとし給ふ時に、なんほういたわしき御事にて候ぞ、助成のめしたる御馬、伏木に行か、り、屏風をかへす如クにもんどりうち候程に、馬と助成とハ上へなり下へなり、既にあやうくみえ給ひ候間、時宗笑止におほしめし、助成をひつたて申さる、間、そこにても討給ふ事もならずして、むなしく帰り給ひ候が、寔にふかき心指にて候ぞ、助経も用心して所をかへてふし給ひ候を、よき案内者ありて其所へ忍ひ入、兄弟して易くくと助つねを討御申あり、嬉敷おほしめし、年来のかたきこそ討たれとて、忍ひ屋形に御引候處に、助経の御伽に、大とうなひと申人候ひつるが、当座ハにげ、程へだたつて声をあげ、今夜の夜討ハ曾我兄弟の人なり、かまいて後日にあらがひ給ふな、その證據ハ大とうないにて候とよばハリ候間、兄弟の人、につくきやつめが口ないて物みせてくれんとて、取てかへし、大とうないをも討とめ、立むかふ者をやらずのがさすひるいもなき指をめされ、助成ハ当座にうたれ給へ共、時宗ハ頼朝の御座所をさして御出候處を、生どりに仕り、それも誅し申され、兄弟共に此所にて果給ひて候、先我等の存たるハかくの如にて候、只今の御尋は不審に存候。へ是ハ不思義成事を仰られ候物哉、扱ハうたかふ所もなき、そが兄弟のゆうれいにて御座あらうすると存候、其をいかにと申に、今生にてもならびなき中のよき兄弟にて御座ありたると承候が、後の世迄もはなれ給ハぬ中と推量仕候、左様にもありつへしくお

ほしめさば、暫御逗留あり、曾我兄弟の跡を念比に御弔ひあれかしと存候。へそれハ近比にて候、御用の事候ハ、承申さうするにて候。へ意得申候。

空蟬 卅式

碁の間も同前、ワキ、諸國一見僧、始テ都へ上ル也、後跡を念比に弔也、

へ此所の者とお尋ハ、如何様成御用にて候そ、常の如 へ是ハおもひもよらぬ事を御尋にて候、我等も此所にハ住候へ共、左様の事委ハ存せず候さりながら、お僧の所の者ならハ存せぬ事ハ有ましいとおほしめさうする間、所に有なから曾て存せぬと申も如何にて候間、凡聞及ひたる通物語申さうするにて候。へ先此邊ハ、三条へも近し、四条京極中川と申候、光源氏此所へ御出被成たる様躰、空蟬の事を尋申に、源氏御物いミにて、御かたがいに始ハたうじの御とのゐ所に御座候ひし「が」、里へも出させ給はず、御下人の伊与の助とい、しがもとへ御出有て、御かた「か」いありしに、伊与佐ハ悦び奉るかきりなく候、その比伊与助がもとにおもしろきやり水をしつらひてあり、源氏もやり水などをおもしろくおほしめして御座候に、伊与助ハ忝と存、源氏の御座所にとのゐしてありしに、その隙に源氏忍びて伊与助が女房の寝たるあたりへ御出候て立聞し給へハ、女ハそれをもしらず源氏の御かたち誉奉りてゐたる間、源氏忍び入て菟角い、よらせ給へ共、さらになびき申事もなくして、その時の御歌に △へそのはらや、ふせ屋におふるこのうさに、あるにもあらず消るはわきと、読申され「(虫損)」、此歌の心ハ、かの女ハ惣して伊与助などが妻に成べき人にてハなけれ共、親にもはなれたよりなけば、かくてゐたる心根をかくして読給へると承及て候、然共かくい、よりにあひ給ひしかとも、後にハかの女又共相申さす候間、源氏弥御心をつくし給ひ、伊与助田舎へ下りて人すくななる折節、中川へ御出被成、内の躰をのぞき給へハ、かの女、わがま、息女の西の御方といふと碁を打てゐたりしが、ハやより果て、もるともにふすを御覽して、忍び入らせ給ふを、かの女よくさととりてかくれ候を、源氏

の御心にハ、息女がかくる、とおほしめし候へハ、息女をハ残シ、わがきぬ斗り蟬のぬけからの如にして置候程に、源氏御心ならず、旅の御かたたかいかいも是故に人にもれけん事あさましきとおほしけん、かの息女かたらハせ給ひしかども、せめての事にや、御心指の人のぬきをきたりし衣をとりて御帰候ひて、そのあした御文を遣ハされたと申、左様の時の御歌に、△空蟬の身をかへてげり、この下になき人からぬなつかしき哉と、読給ひしによつてかの女を空蟬とハ名付たるとハ承て候、左様に候へ共、かの息女にハ相給ハず、一夜の御情に軒端のおぎといふ御歌を参らせられ候へハ、御返事に下おきと読たる故に、かの娘をのきばのおぎ共、又下おき共申たるけに候、去程に源氏末々迄も空蟬を恋敷おほしめして、伊与助死て後、空蟬尼になりしかは、むかひ給ひて、二条のひんがしのたいに住せられたるなど、申候が、源氏の御心根もつよくおそろしきなど、申伝候、惣して最前与「申」如ク常通。へ是ハかゝる不思議成事を仰候物哉、扱はうたかふ所もなき空蟬の亡身にて御座あらふすと存候、それをいかにと申に、此あたり左様の人ハ御座なく候が、扱ハお僧貴キ御方成に与、空蟬の亡身顕れうつ、にこそ詞をかハされたと推量致候、お僧も左様に有つべしくおほしめさハ、暫御逗留有、重て奇特を御覽あれかしと存候。へ御用の事候はかさねて御申候へ。へ意得申候。

惟盛 卅三

へ此屋の者とお尋ハ、如何様成御用にて候ぞ。へ安キ間の事、見苦敷候へ共、此方へ御座候マツ。へさん候爰に平家方の人にて御入候が、夜なく、小舟に乗り念仏を御申候が、若お僧様もゆかりの御方にて御座候か。へ御覽せられ度候は、急キ御出有て御待あれかしと存候。へハや夜もふかくなり候が、さいせんのお僧ハ、未御弔ひなく候か、参尋申さハやと存る。へ最前のお僧ハ御座候か、宿のていしゆにて候。へ寔に惟盛の御宿をも、某仕りて候。へ去程に、惟盛と申たる御方ハ、一の谷の合戦にうちまけ被成候間、惟盛おほしめし候様は、平家ハはや運つきはて、末になり

候間、今ハ浮世をいとハんとおほしめし、高野山に御参あつて、瀧口ひじりを御頼被成、暫高野山に御座候が、其時熊野へ御参あらうするとて、瀧口ひじりを同道被成、当浦へ御下向候、その時の御供にハ、与三左衛門重景・当丸・たけさと、三人をめしつれられ候、某此浜にて参会申處に、此うらの者かと御尋候程に、さん候此うらの者にて候が、如何様成御用にて候ぞと申て候へハ、小舟一そうかし候へと仰られ候程に、安キ間の御事と申て、頓て御舟を用意致シ、某かんとりに参、押出【す】申ス處に、あれ成嶋を御覽して、何といふ嶋ぞと御尋候程に、さん候あの嶋ハはたて嶋と申嶋にて候と申候へば、いわれのあるかと御尋候間、さん候しつこくのひじり、此所与ふだらへ御渡り候時、此嶋にて帆柱を立て、帆を引候ひしに与、帆立嶋と申けに候なと、申シ候へハ、惟盛きこしめし、さあらハ御見物あらうするとて、御舟をさしよせ申候へハ、舟のへ板にたち給ひ、かなたこなたを御覽して、一首の御歌に △ふる里の、松風われをうらむらん、そのみくづとなりはつる身をと、か様に説、御身をなけ空敷なり給ひ候間、驚さハぎ、たすけ申さうすると存、海中へわけ入尋候へ共、あら磯の事なれハ、「みも」しないおもひなから、すこくと罷帰申て候、なんほういたハしき御事にてハなく候か、我等も一夜の宿を参らせて候へハ、一入いたわしく存、是非共御供申さうするとおもひさため候へ共、妻子に暇乞をも仕らす候間、命ハつれなき者にて候ぞ、御供申さうを今に此仕合にて御座候、惟盛しゆらのがうみんふかくましますに与、常に此うらの者にまみえ給ふと申せ共、ついに我等ハみ申さす候、申迄ハなく候へ共、惟盛の御跡を念比に御弔ひあれかしと存候。へかまひて帰る宿にて待申さうするにて候。へ意得申候。

悪源太 卅四

へやい／＼、たゞつゞけ／＼。へいや言語道断の事にてある、せんさくがあつて堅申付られてあるに、一人もつゞかぬハいかに。へ先某只今此所へ出る事余の義にあらず、子細を申さねハ聞ぬ、去年平治元年十二月九日に、信頼の

御むほんをめされ、源氏の大将義朝を御頼あつて、院の御所三条殿へおしよせ、しゆしやう主上を御車にめさせ、信頼・義朝うちかこみ、内裏へひき奉り守り給ひしに、清盛その比ハ熊野參詣被成、未御下向にて御座なく候間、六条与飛脚立て、急御下向あり、しゆしやうをはじめ奉り悉ク内裏をぬすミ出し、それ与同十二月廿七日のあけかたに、平家の兵内裏へおしよせ給ひ候間、ハや源平両家のた、かひ火花をちらし、追つまくつた、かひ夥敷事にてあるつるに、義朝討御まけ被成、ちりくりに御なり有、先東国さして落給ひたると申候、義朝の御嫡子、悪源太義平ハ、美濃の国あふはかのしゆく与、北国の源氏を催ふし、うつて御上り有へきと被成候處に、義朝尾張の国のまのうつミに「て」、おさだのしやうじか正月三日にうち奉りたると聞えしかば、北国の源氏皆心かハリ仕候間、義平も御れうけんに及ハせ給ハず、何共して清盛をねらふてうたんとおほしめし、忍ひて都へ上り、御身をかくし朝夕ねらひ給ふ處に、ハや此由平家にきこしめし、時をうつさず押よせうたんとておつとりこめたりしか共、義平物の数にもなされず切ぬけ、通り石山寺をたのもしくおほしめし、寺中衆を御頼あつて忍ふで御座候を、平家の御大将清盛きこしめし、当寺へ飛脚立て、急義平をからめて参らせよ、さなきにおゐてハ当寺を御果討さるべきとの御事なるに、若キ衆の申されごとにハ、さすが源氏の御大将の嫡子の身にて、寺中衆を頼御入候處を、何とてからめとつて参らすべき、たとへ寺中迷惑に及ぶ共、義平をとつて出す事なるまじきと、堅申され候間、寺中も大事と心得、種々様々に御談合有て、老僧達の仰には、若キ衆の申され事、尤聞へてハあれ共、去なから時に随ふ世のならひ成に与、世になき人にたのまれ申シ、寺中を討果されん与、世に有人の御味方を申シ、義平をとつて出し、御ほうびに預り、寺中安隱にめされ然るへきとの御談合極り、時をうつさず只今うつてむかひ申間、先我等こときの者共ハさきかけをして、義平の御手なミの程をみ申せとの御事成に与、是迄出て候へ共、見るに及ばず、義平ハ都にても、御兄弟にも、御一門にも越て度々御指をめされ、鬼かミのやうに沙汰する御方を、我等こときの者の、百騎式百騎むかふたり共、物の数にも被成ましい。へ

いやミレハ一人もつゝかぬよ、某一人くどくとしてゐたらハ、寺中の心かハリハかくれない程に、義平も大形聞せられうする間、五騎三騎参り相たらば軍かみのちまつりにしてやられうハうたかひも御座有ましい、只みつけれぬそのさきへのひたがまししや、いそひて罷かへらふ、のふおそろしやく。

△三輪 卅【五一】六

自然、ワケラしらぬ、ワキする者、三輪の明神の事を尋る事有へし、其時語る

へ去程に三輪の明神のこんげんを、我等が様成者のむさと神道の御事を申ハ如何なれ共、御尋なさるゝに申さぬハ存せぬとおほしめされうする間、お、それなから物語申さうするにて候 へ先当社明神と申ハ、いさなきいさなみの尊、天のいわくらのこけむしろにて男女のかたらひをなし、日神・月神・蛭子・そさのをの尊と申て、四人の御子の御座ありたると「申」ス、則一女三男とハ此御子達をしるしをかれたると申ス、一女とハ天照太神にて、女躰のやうに承候、蛭子とハ三番目、西の宮ゑひす三郎殿の御事、当社の御神ハ、そさのをの尊の御子に、姫宮大あなむじの尊と申奉しに萬事をまかせをかれたるが、此所に御心をとめられ御魂をとゞめ給ふが、さる女の方へ通ハれ候が、女と女とハ契り寔しからさるといふに、神ほう^方べん^御の御事なれハ、神道にあり、慥にハあらハさす、天照太神と御同一躰と申候、又当社の御神を大ものぬしとも申ス、左有によつて国々在々所々の御神達ハ、御社拝殿などを結構に取行ひ奉るが、当社の御神ハ社もなく、杵を御神木共御神躰共崇奉り候、其子細ハ、当社の御詠哥に △わが庵ハ三輪の山もと、こひしくハたつねてきませ杵立るかど、かやうにあそばされたと承及びて候、又一説にハとふらひきませ共申が、いつれが本説ぞ、委は存せず候、最前去女と申ハ、当国三室山にみぞくい姫と申て御入候、それへ御通ひ被成候故に、当社とみぞくい姫と夫婦の御神にてましますよし承候、左有によつて当社の若宮にことしるぬしの御神と申て御座ありたると申伝候、我等の事おかしき申事にて候得共、さすがの僧都の、当社の事を我等にお尋ハ、御存なく

て御尋候か、不審に存候。

鷺 卅六

へ是ハ延喜の御門に仕へ奉る者にて候、寔に此君けんのうにてましますに与、吹風枝をならさず、民戸さしをさ、ぬ御代なれハ、四季折くの御遊び、数をつくし給ふ、殊に今日ハ神尊ぜん冠ん冠の池の邊へ御行有て、御遊有へしとの御事なり、其分意得候へく。

双紙洗 卅七

○只今の歌を聞て有か。へ中く能聞て御座有。○何と聞【け】^テて有ぞ △^歌まかなくも、なにを種とて瓜つるの、^(マ)島の畦をまろひころびありくらんと、聞て候。

〔A冊末尾〕

五冊之内

注

- (1) 『能之訓蒙図彙』法政大学能楽研究所編 能楽資料集成10 表章校訂 わんや書店刊 昭和五五年八月発行 二五四頁
- (2) 『貞享年間 大蔵流間狂言本二種(続)』法政大学能楽研究所編 能楽資料集成16 田口和夫校訂 わんや書店刊 昭和六三年六月発行 二五八頁
- (3) 同注2 一一五頁
- (4) 同注2 二一九頁
- (5) 同注2 二二三頁
- (6) 同注2 二二五頁

- (7) 同注2 二一九頁
- (8) 同注2 二二六頁
- (9) 同注2 二二六頁
- (10) 同注2 二六一頁
- (11) 同注2 二五八―二五九頁
- (12) 同注2 二五九―二六〇頁
- (13) 同注2 一八四頁
- (14) 同注1 二五四頁

付 記

西村本『間之本』の翻刻を許可いただいた、筑波大学附属図書館に心より感謝致します。また、梶山女学園大学より、平成五年度の学園研究費助成を頂きました。本稿はその成果の一部となります。なお、パソコンへのデータ入力には、日本福祉大学社会福祉学部学生の平沢真哉君の協力を得ました。記して感謝申し上げます。